

第 114 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 27 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題
4-(2)	第 27 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要
5-(1)	第 44 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 議題
5-(2)	第 44 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要
6-(1)	第 47 回 総会 (CAC) 仮議題
6-(2)	第 47 回 総会 (CAC) 主な検討議題

第 114 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 6 年 11 月 7 日（木）

13:30～15:10

場所：農林水産省共用第 2 会議室
(web 併催)

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

・ 第 27 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

・ 第 44 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

① 今後の活動について

・ 第 47 回 総会 (CAC)

2. その他

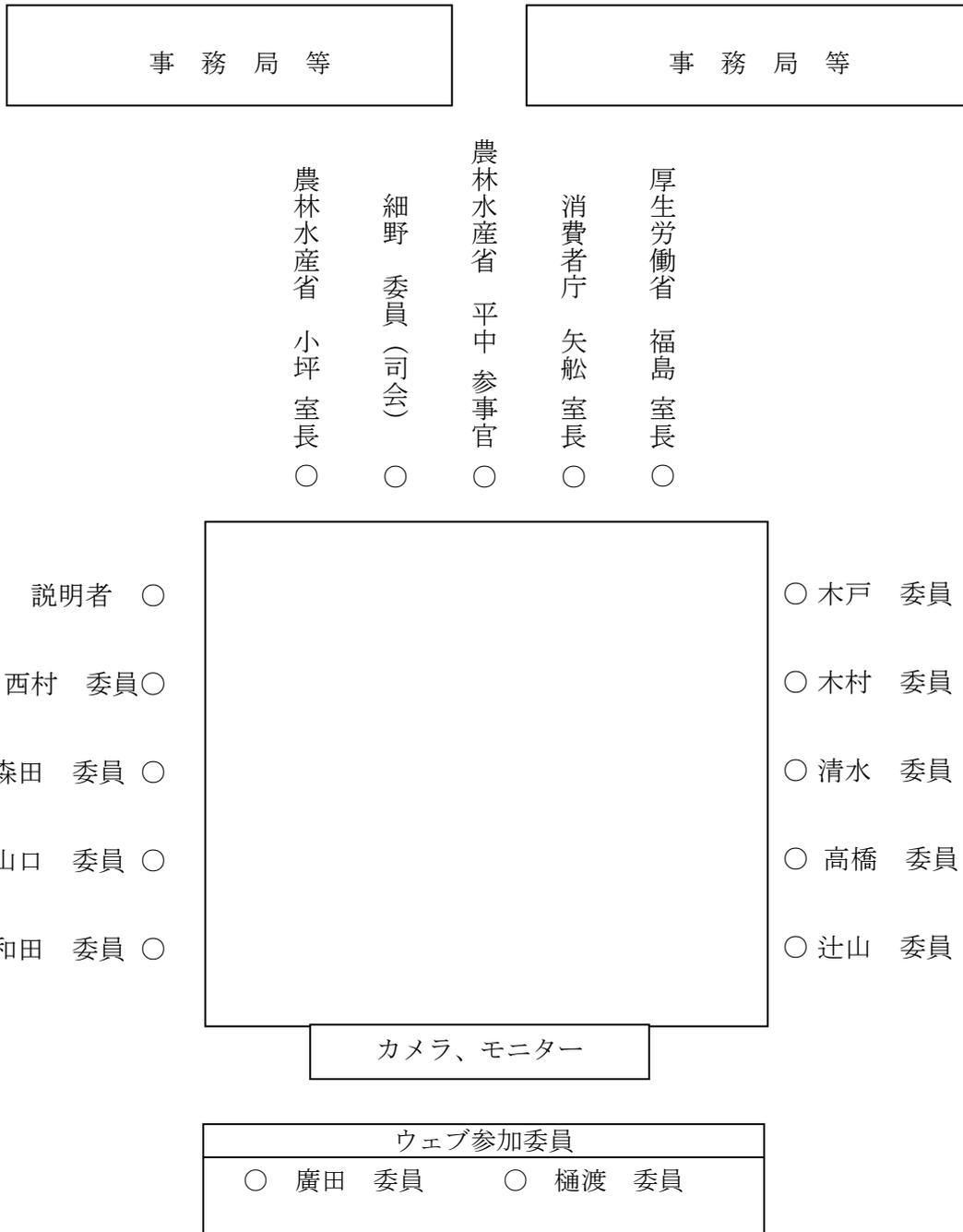
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50 音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きど 木戸	けいし 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら 木村	たま代 ^よ	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら 西村	りょう 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひわたし 樋渡	ゆき 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 114 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 6 年 11 月 7 日 (木) 13:30~15:10
農林水産省共用第 2 会議室 (web 併催)



FAO/WHO 合同食品規格計画
第 27 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

日時：2024 年 9 月 16 日（月）～20 日（金）

場所：ケアンズ（議長国：オーストラリア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ 4）
5	食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 4）
6	食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則（CXG60-2006）の改訂及び更新原案（ステップ 4）
7	輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書
8	衛生要件の標準化に関する討議文書
9	新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新
10	その他の事項
11	次回の開催日時及び開催地

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 27 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）報告書

1. 日時及び場所

日時：2024 年 9 月 16 日（月）から 20 日（金）

場所：ケアンズ（オーストラリア）

（オンラインとのハイブリッド会合形式にて開催）

2. 参加国及び国際機関

70 加盟国、1 加盟機関（EU）、11 オブザーバー機関

3. 出席者

厚生労働省 健康・生活衛生局

食品監視安全課 輸入食品安全対策室 輸出国衛生専門官 村上 聡子

同 監視調整係長 山崎 勇貴

農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 国際基準室 係員 吉持 賛花

輸出・国際局 規制対策グループ 係員 奥谷 友里加

4. 概要

議題 1 議題の採択

議題は提案されたものに加え、議題 10（その他の事項）において、時間の許す限り「規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン（CXG 102-2023）」の改正案（議場配布資料（CRD 05））を検討することで採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス総会及び他の部会からの付託事項について紹介された。

CCFICS の付託事項で参照されている ISO 8402（品質マネジメント・品質保証：用語及び定義）の撤回及び ISO 8402 に代わる ISO 9000:2015（品質マネジメントシステム・基本及び用語）の改訂を考慮して、進行中の ISO 9000 の改訂が完了し次第、CCFICS の付託事項に関連する「quality assurance（品質保証）」の脚注の修正を提案し、承認のために総会（CAC）に送付することに留意した。

議題 3 CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

CCFICS の作業に関連する、国際連合食糧農業機関 (FAO)、世界保健機関 (WHO)、国際連合工業開発機構 (UNIDO)、世界貿易機関 (WTO)、規格及び通商開発機構 (STDF) 及び経済協力開発機構 (OECD) の活動について報告がなされた。

FAO からは、FAO/WHO ツールを活用した国の食品管理システム (NFCS) の評価に関するプロジェクトが進行していること、FAO/国際原子力機関 (IAEA) の共同活動における食品偽装に関する進行中の作業があること等、最近の活動が紹介された。

WHO からは、国際食品安全当局ネットワーク (INFOSAN)、世界食品安全の日、STDF に関連する最近の活動等が紹介された。

UNIDO からは電子証明書、任意の第 3 者認証プログラムのパイロットプロジェクト及び遠隔監査及び検証に関する活動、OECD からは国際食品安全における遠隔監査のコスト、利点及び効果に関する調査が紹介された。

議題 4 同等性に係るガイドラインの統合原案 (ステップ 4)

電子的作業部会の議長国であるニュージーランドから、電子的作業部会及び本会合前日に開催された物理的作業部会での議論を踏まえ更新した統合原案 (CRD 02) について説明がなされ、パラグラフごとに検討された。

[主な議論]

タイトル

・「specific measure」について、衛生 (SPS) 及び技術的 (TBT) 措置をカバーしていることを明確にするために「sanitary measures, technical regulations」と修正することで合意された。

セクション 1 : 序論

・「specific measure」という用語を「sanitary measures and technical regulations, as appropriate」に置き換えるように修正し、「technical regulations」という用語の意味を明確にするために、「Technical regulations には、技術規制、適合性評価手順または基準が含まれる場合がある」という説明が追加された。

セクション 4 : 定義

・「食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン (CXG 53-2003)」に含まれる「適切な保護水準 (Appropriate level of sanitary protection: ALOP)」の定義を追加する提案については電子的作業部会で引き続き検討する。

・「Requirements」について、所要の修正を行い、「measure」、「NFCS objective」、「Sanitary measure」、「Technical measure」については削除することに合意

した。

セクション 4：原則

・「F: Demonstration of Equivalence」については輸出入国における双方の義務を明確化するために表題を「F: Demonstration and Recognition of Equivalence」と修正し、記載内容について「輸出国は SPS 措置もしくは TBT 措置、国の食品管理システムもしくはその一部が輸入国の達成目標を満たすことを示さなければならない」を追加することに合意した。

セクション 6：イニシャルディスカッション

・パラ 10 と 11 が、それぞれパラ 9 と 12 と類似していることから、パラ 10 と 11 を削除し、パラ 11 の文言を CXG 101-2023 セクション 5.1.1 の冒頭段落の 2 番目の文に置き換えることに合意した。

[結論]

直近に採択された「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン (CXG101-2023)」を基礎としてその他の既存文書の主要なポイントを含めることを検討する。

ステップ 2/3 に戻し、今次会合で議論された点とコメントを踏まえ、ガイドライン原案を改訂することが合意された。

改訂作業は電子的作業部会を設置 (議長国: ニュージーランド、共同議長国: ケニア) し、次回第 28 回会合に向けて作業することが合意された。

議題 5 食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案 (ステップ 4)

電子的作業部会の議長国である米国から、ガイドライン原案について説明がなされ、セクションごとに検討された。

[主な議論]

・前回第 26 回会合において、地理的表示保護制度 (Geographic Indication: GI) を含む知的財産 (Intellectual Property: IP) に関する記載について、本ガイドラインの対象外にするか議論があった。CCFICS 議長は CAC 及び執行委員会の議長に GI は CCFICS の所掌範囲に含まれるか助言を求めたところ、コーデックス事務局並びに FAO 及び WHO の法務部門にも意見照会した上で、加盟国において検討及び決定されるものであるとの回答があった。IP に関して特に GI を除外すること、コーデックスの所掌外であることを言及した脚注 3 については、ブラジルを中心とした中南米の 8 か国から新たな文言なども提案された (CRD 15) が、検討した結果、以下について合意した。

-脚注 3 は削除する

-本文中パラ 3 の末尾に「Issues related to intellectual property are not

included in this document (知的財産に関連する事項はこの文書には含まない)」を追加する

-GI は IP の一種であるため、GI には言及しない

セクション1：序論／はじめに

・パラ6 bis について、「anti-food fraud culture」という用語の定義がされておらず混乱を招くことに加えて、パラ5と重複する部分を削除する等、一部修正することで合意した。「anti-food fraud culture」の必要性については後段で検討されることとなった。

セクション2：目的／範囲

・本ガイドラインの対象に「feed for food producing animals (食用動物のための飼料)」を含めるかの議論があったが、「may impact human food safety (人の食品安全に影響を与える可能性がある)」を削除し、「including, as appropriate, feed for food producing animals (必要に応じて、食用動物のための飼料を含む)」とすることで合意し、ガイドライン全体で食用動物のための飼料がどのように反映され、参照されているかについて引き続き電子的作業部会で議論することとなった。

・脚注3を削除することに合意した。

・パラ7 bis について、食品偽装の捜査、起訴は本ガイドラインの対象外であることから削除することに合意した。

セクション3：定義

・「Food integrity (食品の清廉性)」及び「Food authenticity (食品の真正性)」を文書中に維持するかどうか意見が分かれたため、引き続き検討する。

セクション4：食品偽装の種類

・「Substitution」については、異なる性質の原料などでも起こり、必ずしも価値の低いものとの置き換えとは限らないが、一方で低いものとの置き換えた場合に問題になることが多いことから、括弧書きで「most often of lower value」と記載することに合意した。

セクション5：原則

・簡素な文章にするための必要な修正をすることに合意した。

セクション6：役割と責務

・パラ9 c と d に重複があることから統合した。

・パラ10a を削除し、b. bis と e に重複があることから b. bis について引き続き検討する。

・EU から、セクション6の役割と責務、7の活動について、項目ではなく、「当局」及び「食品事業者 (FBO)」でセクション分けすべきではないか提案が

あり、引き続き検討する。

[結論]

本ガイドライン原案をステップ5で予備採択するためにCAC47に送付することが合意された。改訂作業は電子的作業部会を設置（議長国：米国、共同議長国：英国、中国、EU、イラン及びパナマ）し、次回第28回会合に向けて作業することが合意された。

議題6 食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則（CXG60-2006）の改訂及び更新原案（ステップ4）

電子的作業部会の議長国である米国から、改訂文書原案について説明がなされ、セクションごとに検討された。

[主な議論]

セクション1：序論

・必要な修正をすることに合意した。パラ7, 7 bisについては時間の制約上、議論されなかった。

・「トレーサビリティ、製品トレーシング」については既に認知度が上がっていること、文書中でどちらか一方のみを使用することもないことから繰り返さないこととした。

セクション2：目的／範囲

・幅広い概念を包含するように、タイトルに「目的」を加えて修正することに合意した。

セクション3：定義

・Annex Iに記載している定義もこのセクションに記載し、必要なものについて引き続き検討する。

セクション4：原則

・トレーサビリティにより、製品の安全性が向上し、消費者保護が可能となるため、CXG 60-2006のパラ8を含めることに合意した。

・「Legal requirements」のパラ13にある「one step back」及び「one step forward」はトレーサビリティ・製品トレーサビリティの原則であり、セクション4に移動することに同意した。

・「Responsibilities」、「Legal Requirements」及び「Good Practice」に関してはさらに検討が必要であるとして、以下のコメントが提供された。

- ガイドラインの性質について、活用の際の柔軟性を持たせるため一般的な内容にする必要がある。
- 「Legal requirements」で使用される文言は、国内の既存の法的枠組み

または構造を認識した上で検討する必要がある。

- テクノロジーの活用について、各国の能力の多様性を考慮する必要があり、紙ベースのシステムと電子システムの両方に対応できるとするべきである。
- 「原則」は、既存の Codex 文書と同じように一文とその内容の説明の構成にするべきである。

[結論]

本改訂文書原案をステップ 2/3 に戻し、今次会合で議論された点とコメントを踏まえ、本改訂文書原案を改訂することが合意された。改訂作業は電子的作業部会を設置（議長国：米国、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、ホンジュラス及び英国）し、次回第 28 回会合に向けて作業することが合意された。

議題 7 輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書

インドから、輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する新たな作業を提案し、公正な食品貿易を確保するための統一的な不服申し立てメカニズムの必要性等の課題を中心に討議文書及びプロジェクト文書について説明がなされ、議論が進められた。

[主な議論]

- ・この作業は、既存の「輸入食品の却下に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CXG 25-1997)」または「食品輸入管理システムに関するガイドライン (CXG 47-2003)」のいずれかの改訂または附属文書とすることで合意した。
- ・却下に対して不服を申し立てることができる利害関係者として「輸出国」を含めて検討することを合意した。
- ・不服申し立てメカニズムだけでなく、CXG 47-2003 に記載されている貨物の措置の見直しの機会についても取り上げることが提案された。
- ・一部の加盟国は、却下後のプロセスよりも却下の予防に重点を置くよう提案した。

[結論]

下記が合意された。

- ・輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンスの作成に関する作業を開始することとし、新規作業承認のために CAC47 に送付する。
- ・次回第 28 回会合での検討のために、電子的作業部会（議長国：インド、共

同議長国：ナイジェリア、オーストラリア、チリ及びケニア）を設置し、輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンス案を作成する。

議題8 衛生要件の標準化に関する討議文書

ブラジルから、電子証明の簡素化及び継続使用を目的とする衛生要件の標準化に関する新たな作業を提案した。電子証明に関する課題（要件が一意でない、情報が重複している、コミュニケーションに一貫性と透明性がない等）を中心にCRD13の討議文書及びプロジェクト文書について説明がなされ、議論が進められた。

[主な議論]

- ・一部の加盟国は、電子証明書の使用へ移行することで通関手続きの簡素化が可能になり、食品の安全性を推進することから、本新規作業を支持した。
- ・内容をより反映するために、タイトルを「Standardization of sanitary requirements（衛生要件の標準化）」から「Guidance on the standardization of the representation of sanitary requirements（衛生要件の表現の標準化に関するガイダンス）」に修正した。

[結論]

下記が合意された。

- ・衛生要件の表現の標準化に関するガイダンスの作成に関する作業を開始することとし、新規作業承認のためにCAC47に送付する。
- ・次回第28回会合での検討のために、電子的作業部会（議長国：ブラジル、共同議長国：オーストラリア、スペイン、インド、ケニア及びウガンダ）を設置し、衛生要件の表現の標準化に関するガイダンス案を作成する。

議題9 新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新

付属書A（CCFICSをとりまく新たな世界規模の課題のリスト）が更新され、新たに、食品貿易における施設リストの活用の増加、国の食品管理システム（NFCS）におけるデジタル化への傾向、人工知能（Artificial intelligence: AI）の活用の増加の3項目が追加された。

ノルウェーから「施設リストに関する討議文書（CX/FICS 24/27/9 Add. 1）」が提案され、輸入国から施設リストの要求が増える中、項目や様式、デジタル化も含めた運用メカニズム等の調和を図ることの重要性など討議文書及びプロジェクト文書について説明がなされ、議論が進められた。本作業の目的は、この作業によって輸入国による施設リストの要求を増やすことではなく、施設リストの

管理の簡素化や負担軽減であることが説明された。

オーストラリアから「国の食品管理システム (NFCS) におけるデジタル化に関する討議文書 (CX/FICS 24/27/9 Add. 2)」が提案され、包括的な枠組みの策定、既存のデジタルに関する国際規格及びガイダンスの特定、定義等のハイレベルの原則を策定することなど討議文書及びプロジェクト文書について説明がなされ、議論が進められた。

[主な議論]

- ・付属書 A (CCFICS をとりまく新たな世界規模の課題) にリスト化する議題について、特定された課題の重要性が確認された。

- ・施設リストに関する討議文書については、国の食品管理システム (NFCS) の必要性に対応しており、作業がタイムリーであることから、複数の加盟国は、「食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン (CXG 89-2016)」の付属文書とすることを支持した。また、事前リスト、製品及び施設リスト、リストそのものの必要性などの側面を考慮に入れることも提案された。

- ・国の食品管理システム (NFCS) におけるデジタル化に関する討議文書については、国の食品管理システム (NFCS) の現在及び将来のニーズに対応しており、作業がタイムリーであることから複数の加盟国は支持を表明した。

[結論]

下記が合意された。

- ・付属書 A の管理は会合ごとに、加盟国間で交代しており、次回会合に向け EU がオーストラリアの協力を得て管理することとし、今次会合での議論及びコメントを考慮した更新文書を作成する。

- ・「食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン (CXG 89-2016)」の改訂に関する作業を開始することとし、新規作業承認のために CAC47 に送付する。次回第 28 回会合での検討のために、電子的作業部会 (議長国：ノルウェー、共同議長国：オーストラリア、インド、モロッコ、サウジアラビア及びスペイン) を設置し、施設リストの使用、策定及び運用の調和に関する原則及びガイドラインを含む改訂文書案を作成する。

- ・国の食品管理システム (NFCS) におけるデジタル化の原則に関する作業を開始することとし、新規作業承認のために CAC47 に送付する。次回第 28 回会合での検討のために、電子的作業部会 (議長国：オーストラリア、共同議長国：カナダ、ジャマイカ、オランダ及び英国) を設置し、国の食品管理システム (NFCS) におけるデジタル化に関するハイレベルの原則案を作成する。

議題 10 その他の事項

ノルウェーにより提出された「規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン (CXG 102-2023)」の改訂案 (CRD 05) について、時間の制約上、十分な議論はなされなかった。

議題 11 次回の開催日時及び開催地

次回第 28 回会合は 2026 年 10 月に開催される予定。詳細については、コーデックス事務局と議長国のオーストラリアが調整することとされた。

食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の今後の作業

事項	今後のアクション
同等性に係るガイドラインの統合原案	ステップ 2/3 電子的作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ケニア）
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案	CAC47（ステップ 5） 電子的作業部会（議長国：米国、共同議長国：英国、中国、EU、イラン、パナマ）
食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則（CXG60-2006）の改訂及び更新原案	ステップ 2/3 電子的作業部会（議長国：米国、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、ホンジュラス、英国）
輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンスに関するプロジェクト文書	ステップ 1 CAC47（新規作業の提案） 電子的作業部会（議長国：インド、共同議長国：ナイジェリア、オーストラリア、チリ、ケニア）
衛生要件の表現の標準化に関するプロジェクト文書	ステップ 1 CAC47（新規作業の提案） 電子的作業部会（議長国：ブラジル、共同議長国：オーストラリア、スペイン、インド、ケニア、ウガンダ）
食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン（CXG 89-2016）の改訂に関するプロジェクト文書	ステップ 1 CAC47（新規作業の提案） 電子的作業部会（議長国：ノルウェー、共同議長国：オーストラリア、インド、モロッコ、サウジアラビア、スペイン）
国の食品管理システム（NFCS）におけるデジタル化の原則に関するプロジェクト文書	ステップ 1 CAC47（新規作業の提案） 電子的作業部会（議長国：オーストラリア、共同議長国：カナダ、ジャマイカ、オランダ、英国）

付属書 A (CCFICS をとりまく新たな世界規模の課題) の見直し及び更新	文書管理国 : EU (協力 : オーストラリア)
---	------------------------------

FAO/WHO 合同食品規格計画 第27回食品輸出入検査・認証制度部会

Codex Committee on Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CCFICS)

2024年9月16～20日 豪州(ケアンズ)

主な検討議題

1

主な議題の検討結果

事項	CCFICS27での ステップ	今後のアクション
議題4 同等性に係るガイドラインの統合原案	ステップ4	➡ ステップ2/3
議題5 食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案	ステップ4	➡ ステップ5 CAC47(予備採択)
議題6 食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則(CXG60-2006)の改訂及び更新原案	ステップ4	➡ ステップ2/3
議題7 輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンスに関するプロジェクト文書	-	➡ ステップ1 CAC47(新規作業の提案)
議題8 衛生要件の表現の標準化に関するプロジェクト文書	-	➡ ステップ1 CAC47(新規作業の提案)
議題9 食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG 89-2016)の改訂に関するプロジェクト文書	-	➡ ステップ1 CAC47(新規作業の提案)
国の食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化の原則に関するプロジェクト文書	-	➡ ステップ1 CAC47(新規作業の提案)

2

議題4

同等性に係るガイドラインの統合原案(ステップ4)

主な論点

- ・電子的作業部会の議長国であるニュージーランドから、本部会でこれまでに多数策定された同等性に関するガイドライン及び「同等性」の内容を含む関連文書を統合したガイドラインの統合原案について説明がなされた(会合前日には物理的作業部会も開催)。
- ・統合にあたって、直近に採択された「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン(CXG101-2023)」の内容が十分に反映されていないとの指摘が多くあった。
- ・本ガイドラインが衛生(SPS)及び技術的(TBT)措置をカバーしていることを明確にするため「specific measure」を「sanitary measures and technical regulations, as appropriate」に置き換えるよう修正し、「Technical regulationsには、技術規制、適合性評価手順または基準が含まれる場合がある」という説明が追加された。

※「同等性(Equivalence)」とは、輸出入国の食品安全に関する措置が異なっている場合でも、同レベルの保護水準を達成する制度を有することが証明された場合には、同等の措置として認める概念。

◇食品輸出入検査及び認証システムにおける同等性協定の策定に関するGL(CXG 34-1995) ⇒検査認証の同等性

◇食品検査及び認証制度に係る衛生措置の同等性の判断に関するGL(CXG 53-2003) ⇒衛生措置の同等性

◇国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するGL(CXG 101-2023) ⇒NFCシステムの同等性

結論

- ・CXG101-2023を基礎として、その他の既存文書の主要なポイントを含めることを検討する。ステップ2/3に戻し、電子的作業部会を設置し、今次会合で議論された点とコメントを踏まえ、改訂作業を行う。
(議長国:ニュージーランド、共同議長国:ケニア)

3

議題5

食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案(ステップ4)

主な論点

- ・電子的作業部会の議長国である米国から、食品安全当局、関係機関及び食品事業者に対する食品偽装の探知及び管理に関するガイドライン原案について説明がなされた。
- ・知的財産に関して、特に、地理的表示保護制度を除外すること及びコーデックスの所掌外であることを言及した脚注3については削除し、本文中に「Issues related to intellectual property are not included in this document(知的財産に関連する事項はこの文書には含まない)」を追加した。また、GIはIPの一種であるため、GIには言及しないとされた。
※前回会合の議論を踏まえ、CCFICS議長は「地理的表示保護制度(Geographic Indication: GI)を含む知的財産(Intellectual Property: IP)がCCFICSの所掌範囲に含まれるか」、CAC及びCCEXECの議長に助言を求めたところ、コーデックス事務局並びにFAO及びWHOの法務部門にも意見照会した上で、加盟国において検討及び決定されるものであるとの回答があった。
- ・本ガイドラインの対象に食用動物のための飼料を含めるかの議論があったが、「may impact human food safety(人の食品安全に影響を与える可能性がある)」を削除し、「including, as appropriate, feed for food producing animals(必要に応じて、食用動物のための飼料を含む)」とし、引き続き議論することとなった。
- ・食品偽装の捜査、起訴は本ガイドラインの対象外であることから削除する。
- ・定義の「Food integrity(食品の清廉性)」及び「Food authenticity(食品の真正性)」を文書中に維持するかどうか意見が分かれたため、引き続き検討する。

結論

- ・本ガイドライン原案をステップ5で予備採択するためにCAC47に送付し、電子的作業部会を設置し、改訂作業を行う。
(議長国:米国、共同議長国:英国、中国、EU、イラン及びパナマ)

4

議題6

食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則(CXG60-2006)の改訂及び更新原案(ステップ4)

主な論点

- ・電子的作業部会の議長国である米国から、昨今のトレーサビリティシステムの近代化を踏まえた、既存の「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ／製品トレーシングの原則(CXG 60-2006)」の改訂文書について説明がなされた。
- ・現行の原則に加えて、当局がNFCSIにトレーサビリティ若しくは製品トレーシングを導入するか検討するためのガイダンス要素を追加する。
- ・セクション「Responsibilities」、「Legal Requirements」及び「Good Practice」に関してはさらに検討が必要である。
- ガイドラインは活用の際の柔軟性を持たせるため、一般的な内容にする必要がある。
- 「Legal requirements」で使用される文言は、国内の既存の法的枠組みまたは構造を認識した上で検討する。
- テクノロジーの活用について、各国の能力の多様性を考慮する必要がある、紙ベースのシステムと電子システムの両方に対応できるとすべき。
- 「原則」は、既存のCodex文書と同じように一文とその内容の説明の構成にするべき。

結論

- ・本改訂文書原案をステップ2/3に戻し、電子的作業部会を設置し、今次会合で議論された点とコメントを踏まえ、改訂作業を行う。
(議長国:米国、共同議長国:豪州、エクアドル、ホンジュラス及び英国)

5

議題7

輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書(新規作業提案)

主な論点

- ・提案国であるインドから、輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関する新たな作業について、前回会合の指摘を踏まえ、公正な食品貿易を確保するための統一的な不服申し立てメカニズムの必要性等の課題を中心について説明がなされた。
- ・既存の「輸入食品の却下に関する政府間での情報交換のためのガイドライン(CXG 25-1997)」または「食品輸入管理システムに関するガイドライン(CXG 47-2003)」のいずれかの改訂または付属文書とする。
- ・却下に対して不服を申し立てることができる利害関係者として「輸出国」を含めて検討する。
- ・不服申し立てメカニズムだけでなく、CXG 47-2003に記載されている貨物の措置の見直しの機会についても取り上げることが提案された。
- ・一部の加盟国は、却下後のプロセスよりも却下の予防に重点を置くよう提案した。

結論

- ・CCFICSにおいて作業を開始することとし、新規作業承認のためにCAC47に送付する。
- ・電子的作業部会を設置し、輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンス案を作成する。
(議長国:インド、共同議長国:ナイジェリア、豪州、チリ及びケニア)

6

議題8

衛生要件の標準化に関する討議文書(新規作業提案)

主な論点

- ・提案国であるブラジルから、輸出入国間でやりとりされている電子証明の簡素化及び継続使用を目的とする衛生要件の標準化に関する新たな作業について、前回会合の指摘を踏まえ、電子証明に関する課題(要件が一意でない、情報が重複している、コミュニケーションに一貫性と透明性がない等)を中心に説明がなされた。
- ・一部の加盟国は、電子証明書の使用へ移行することで通関手続きの簡素化が可能になり、食品の安全性を推進することから支持した。
- ・内容をより反映するために、タイトルを「Guidance on the standardization of the representation of sanitary requirements(衛生要件の表現の標準化に関するガイダンス)」に修正した。

例えば、「本製品は衛生的に取り扱われている」という証明も各国により異なる表現を用いられており、データ負荷となっている。(例)・

- *The products were obtained in hygienic conditions;*
- *The products were processed in hygienic conditions;*
- *The products were packaged in hygienic conditions;*
- *The products were packed in hygienic conditions;*
- *The products do not contain neither they have been added substance harmful to human health;*

結論

- ・CCFICSにおいて作業を開始することとし、新規作業承認のためにCAC47に送付する。
- ・電子的作業部会を設置し、衛生要件の表現の標準化に関するガイダンス案を作成する。(議長国:ブラジル、共同議長国:豪州、スペイン、インド、ケニア及びウガンダ)

7

議題9

新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新 施設リストに関する討議文書(新規作業提案)

主な論点

- ・提案国であるノルウェーから、輸入国から施設リストの要求が増える中、項目や様式、デジタル化も含めた運用メカニズム等の調和を図ることの重要性などの説明がなされた。本作業の目的は輸入国による施設リストの要求を増やすことなく、施設リストの管理の簡素化や負担軽減であることが説明された。
- ・国の食品管理システム(NFCS)の必要性に対応しており、作業がタイムリーであることから、複数の加盟国は、「食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG 89-2016)」の付属文書とすることを支持した。
- ・事前リスト、製品及び施設リスト、リストそのものの必要性などの側面を考慮に入れることも提案された。

結論

- ・CCFICSにおいて、CXG 89-2016の改訂に関する作業を開始することとし、新規作業承認のためにCAC47に送付する。
- ・電子的作業部会を設置し、施設リストの使用、策定及び運用の調和に関する原則及びガイドラインを含む改訂文書案を作成する。(議長国:ノルウェー、共同議長国:豪州、インド、モロッコ、サウジアラビア及びスペイン)

8

議題9

新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新

国の食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化に関する討議文書(新規作業提案)

主な論点

- ・提案国である豪州から、国の食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化に関して、包括的な枠組みの策定、既存のデジタルに関する国際規格及びガイダンスの特定、定義等のハイレベルの原則を策定することの説明がなされた。
- ・CCFICSの現在及び将来のニーズに対応しており、作業がタイムリーであることから複数の加盟国が支持した。

(既存文書) ◇食品の安全性の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG 19-1995)
◇輸入食品の却下に関する政府間での情報交換のためのガイドライン(CXG 25-1997)
◇食品輸出入検査及び認証システムの設計、運用、評価、認定に関するガイドライン(CXG 26-1997)
◇一般的な公的証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドライン(CXG38-2001)
◇食品輸入管理システムに関するガイドライン(CXG 47-2003)
◇食品の貿易のための輸出入国間での情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG 89-2016)
◇国の食品管理システムの実施状況のモニタリングに関する原則及びガイドライン(CXG 91-2017)
◇任意の第三者認証スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン(CXG 93-2021)
◇規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン(CXG 101-2023)
◇国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン(CXG 102-2023)

結論

- ・CCFICSにおいて作業を開始することとし、新規作業承認のためにCAC47に送付する。
- ・電子的作業部会を設置し、国の食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化に関する上位文書となる原則案を作成する。
(議長国:豪州、共同議長国:カナダ、ジャマイカ、オランダ及び英国)

9

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 44 回栄養・特殊用途食品部会

日時：2024 年 10 月 2 日（水）～ 6 日（日）

場所：ドレスデン（ドイツ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	6～36 か月齢児の栄養参照量
5	いくつかの食品添加物の技術的正当性
6	優先付けメカニズム/新たな課題と新規作業
7	CCNFSDU の範囲内のテキストのレビュー
8	乳児用調製乳等に用いるフルクタン、 β -カロテン及びリコピンに関する討議文書
9	フォローアップフォーミュラにおける炭水化物源の甘味の評価に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

※9 月 30 日（月）10 月 1 日（火）に議題 4 及び議題 6 に関する物理的作業部会を開催。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 44 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 報告書

1. 日時及び場所

日時：2024 年 10 月 2 日（水）～10 月 6 日（日）

（9 月 30 日（月）、10 月 1 日（火）に物理的作業部会が開催された。）

場所：ドレスデン（ドイツ）

2. 参加国及び国際機関

51 加盟国、1 加盟機関（EU）、29 オブザーバー機関

3. 議長及び共同議長

Martine Püster 氏（ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁）

Carolin Bendadani 博士（ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁）

4. 我が国からの出席

消費者庁食品表示課保健表示室	課長補佐	斎藤 雅文
消費者安全課国際食品室	室長	矢船 順也
消費者安全課国際食品室	主査	高橋 健
テクニカルアドバイザー		
東京農業大学総合研究所	参与・客員教授	石見 佳子
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所	
食品保健機能研究センター	食品分析・表示研究室長	竹林 純

5. 概要

議題 1：議題の採択

議題案のとおり議題を採択するとともに、議題 10 の分析方法に関する提案について会期中作業部会を設置することで合意した。

議題 2：コーデックス総会及び各部会からの付託事項

コーデックス事務局より、2022 年と 2023 年に実施したコーデックス文書の使用とインパクトに関する調査について追加の情報提供がされた。「必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CXG 9-1987）」はコーデックス文書の中でも使用等がされていないことが示唆されたため、その有効性等を理解するために調査への参加の重要性が強調等がされた。

CCNFSDU より、コーデックス戦略計画 2026-2031 の目標と成果に関するステートメントの草案について、参加国等が回付文書（CL）2024/83-CAC に回答し、コーデックス戦略計画 2026-2031 に関する議論に積極的に参加するよう推奨等がされた。

その他、議題 5 に食品添加物部会（CCFA）からの付託事項および議題 10 に分析・サンプル

リング法部会（CCMAS）から付託事項があった。

議題 3：FAO/WHO から提起された関心事項

FAO より、「植物由来およびその他の代替たんぱく質源から作られた食品および飲料の栄養成分に関する一般原則を含むガイドライン」を 2024 年末に公表予定であること、食品と農業の企業統計データベースである FAOSTAT に「食品と食事」ドメインを立ち上げることの情報提供等がされた。

WHO より、出生から 3 歳までの乳幼児のカルシウム、ビタミン D 及び亜鉛の栄養摂取量の更新作業が終了し、2025 年後半に公開予定であること、第 43 回部会（2023 年）以降に 4 つのガイドライン（総脂肪の摂取、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の摂取、炭水化物の摂取、砂糖以外の甘味料の使用）が発表されたこと、3 つのガイドライン（低ナトリウム塩代替品の使用、多価不飽和脂肪の摂取、パーム油・やし油の消費）が作成中であること、2 つのガイドライン（動物性食品の最適な摂取、“超加工”食品の消費）が作業初期であることの情報提供等がされた。

議題 4：6～36 か月齢児の栄養参照量

議題 4. 1：6～36 か月齢児の栄養参照量の設定に関する一般原則（ステップ 7）

議題 4. 2：6～36 か月齢児の栄養参照量（ステップ 4）

（経緯）

第 37 回部会（2015 年）から、年長乳児（6～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参照量（NRVs-R）を設定するために議論している。第 43 回部会（2023 年）では、① 6～36 か月齢児の NRVs-R の設定に関する一般原則、② 一般原則の適用に関する試験的な段階的アプローチについて議論し、アイルランドを議長国、コスタリカ及び米国を共同議長国とする電子的作業部会（EWG）を設置し、一般原則案の修正を踏まえた試験的な段階的アプローチ案の見直し及び 2 つの年齢区分を組み合わせた値を開発すること、修正した試験的な段階的アプローチ案を適用し、他の栄養素の NRVs-R の算出することで合意した。

（主な議論）

<AI（目安量）の定義>

FAO/WHO が提供した AI の定義を採用することで合意した。

<NRVs-R を組み合わせる方法（2 つの年齢区分を組み合わせた値では平均値を用いる方法等）>

部会前日に開催された物理的作業部会（PWG）において、段階的アプローチ案を一部修正するとともに、NRVs-R 策定のための方法論について議論した。アメリカ、中国等は、組み合わせた値により高い値を用いる方法、EU 等はより低い値を用いる方法を採用すべき等の意見が各国からあった。我が国からは 2 つの年齢区分を組み合わせた値では平均値を用いること支持する旨を発言し、最終的には、NRVs-R を組み合わせる方法としては、過剰摂取や摂取不足の危険性を避けることができる理由等から平均値を用いる方法を採

用することに合意した。

<NRVs-R の具体的な値>

FAO 報告書に記載されたビタミン A、B6、D、及び E、並びにチアミン、リボフラビン、ナイアシン、パントテン酸、カルシウム、銅、ヨウ素、カリウム、亜鉛、及びたんぱく質の NRVs-R について、日本人の食事摂取基準に基づいて 2020 年版の値に更新した上で、合意した。ビタミン B12 やマグネシウム等については引き続き議論することとなった。

(結論)

第 44 回部会 (2024 年) は、次の事項に合意した。

- i. 年長乳児及び年少幼児の NRVs-R の設定に関する一般原則 (AI の定義及び NRVs-R を組み合わせる方法を含む) について、ステップ 8 に進めて、第 47 回総会で採択し、栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985) に含めること
- ii. ビタミン A、B6、D、及び E、並びにチアミン、リボフラビン、ナイアシン、パントテン酸、カルシウム、銅、ヨウ素、カリウム、亜鉛、及びたんぱく質の NRVs-R について、ステップ 8 に進めて、第 47 回総会で採択し、栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985) に含めること
- iii. 段階的アプローチに関する文書をコーデックスの Web サイトにて公表するようコーデックス事務局に要請すること
- iv. ビタミン C、B12、及び K、並びに葉酸、ビオチン、セレン、マンガン、マグネシウム、リン、及び鉄の NRVs-R をステップ 2/3 に戻し、アイルランドが議長を務め、米国とコスタリカを共同議長とする EWG を通じて段階的アプローチを使用して、各栄養素の NRVs-R を策定すること。その際に、日本人の食事摂取基準 (2020 年版) に基づき NRVs-R を更新することを EWG に要請すること
- v. 作業期限を 2026 年に延長する必要があることを執行委員会及び総会に知らせること
- vi. 次回部会前に PWG を開催し、改訂提案の準備作業等をする可能性があること

議題 5 : いくつかの食品添加物の技術的正当性

(経緯)

第 38 回部会 (2016 年) から、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価のための食品添加物の優先リストに載せることを目的とした食品添加物の技術的正当性を評価するためのメカニズムや枠組みを議論している。第 43 回部会 (2023 年) では、①国際特殊用途食品産業会 (International Special Dietary Foods Industries : ISDI) から提示された低アシル化精製ジェランガム (INS 418)、アスコルビン酸パルミチン酸エステル (INS 304)、ミックストコフェロール (INS 307b) 及びリン酸塩類 (INS 339(i)、339(ii)、339(iii)、INS 340(i)、340(ii)、340(iii)) の技術的正当性、及び②食品添加物の技術的正当性を見直すための計画案について議論し、EU を議長とする EWG を設置し、バッチ 2 の食品添加物の安全性評価に関する情報収集をすること、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) で使用するための技術的正当性を検討するためのフレームワークを使用した情報収集をすること、得られた情報の評価及び次回部会への勧告の提

出することで合意した。

(主な議論)

<いくつかの食品添加物の技術的正当性>

乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) に適合する食品において、グアーガム (INS 412)、リン酸二デンプン (INS 1412)、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン (INS 1413)、アセチル化リン酸架橋デンプン (INS 1414)、ヒドロキシプロピルデンプン (INS 1440) の5つの食品添加物が現在の製品に使用されていないことが確認され、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) に準拠した製品にこれらの添加物の技術的正当性の評価は必要ないとの EWG の結論が支持された。

<第 53 回 CCFA から付託された事項>

乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザーリスト (CXG 10-1979) のパート D は、缶詰ベビーフードとシリアルベースの乳幼児用加工食品を区別せずに、乳児および幼児向けの調理済み食品に使用できる5つの食品添加物が含まれている。その一方で、食品添加物の一般規格では、「缶詰ベビーフード規格 (CXS 73-1981) に準拠する製品は除外する旨」が記載されているため、当該案件が CCCFA より、付託された。

検討の結果、缶詰ベビーフード規格 (CXS 73-1981) において、乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザーリスト (CXG 10-1979) のパート D に記載されている食品添加物を栄養キャリアとして使用することが許可されていることを CCFA に通知することが支持された。また、5つの添加物のうち4つ (アラビアガム (INS 414)、非結晶質二酸化ケイ素 (INS 551)、マンニトール (INS 421)、及びアスコルビン酸ナトリウム (INS 301)) が12週齢未満の乳児向け食品での使用について JECFA によって評価されていないことから、技術的正当性の評価が必要であることが確認された。

<第 54 回 CCFA から付託された事項>

塩基性メタクリル酸共重合体 (BMC) (INS 1205) はビタミン A の劣化等を防ぐために重要であるため、技術的正当性を CCFA より付託された。ビタミン A 欠乏症は児の死亡率の重要な要素であり、特にアフリカやアジアにおける開発途上国における児の死亡率を考慮すると、緊急の取り組みが必要であり、技術的正当性を評価する必要性が支持された。

(結論)

第 44 回部会 (2024 年) は、次の事項に合意した。

- i. アラビアガム (INS 414)、非結晶質二酸化ケイ素 (INS 551)、マンニトール (INS 421)、及びアスコルビン酸ナトリウム (INS 301) を技術的正当性評価のための作業計画案のバッチ 6 に位置付けること
- ii. 乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) に準拠した食品にグアーガム (INS 412)、リン酸二デンプン (INS 1412)、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン (INS 1413)、アセチルリン酸二デンプン (INS 1414)、ヒドロキシプロピルデンプン (INS 1440) を使用する技術

- 的な必要性がなかったことを CCFA に通知すること及び適切な対応を求めること
- iii. 缶詰ベビーフード規格 (CXS 73-1981) は、乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザーリスト (CXG 10-1979) のパート D に記載されている食品添加物を栄養キャリアとして使用の許可をしていることを CCFA に通知すること
- iv. 乳酸 (INS 270)、レシチン (INS 322i)、クエン酸及びクエン酸塩 (INS 330、331(i)、331(iii)、332(i)、332(ii))、脂肪酸のモノ及びジグリセリド (INS 471)、並びに BMC (INS 1205) の 12 週齢未満の乳児における安全性評価に向けての情報収集等した上で、技術的正当性について次回部会に勧告事項等を提出するための EU を議長とした EWG を設置すること

議題 6：優先付けメカニズム/新たな課題と新規作業

議題 6. 1：新規作業の同定及び優先付けのための予備評価のためのガイドライン

議題 6. 2：新たな課題/新規作業のための提案

議題 6. 21：食品及び食品サプリメントに用いる調和したプロバイオティクスのガイドラインの討議文書

(経緯)

第 40 回部会 (2018 年) において、CCNFSDU の作業が滞っていることから、第 75 回執行委員会 (2018 年) の要請に応じて、議長国のドイツが、これまでに完了した作業、部会で進められなかった作業、現在進行中の作業及び今後提起されそうな問題を整理した文書を作成し、当該部会の作業を優先順位付けする長期的な作業管理スキームを議論している。

第 43 回部会 (2023 年) では、優先順位付けガイドライン案とメンバー国から提出された作業提案を踏まえて、優先順位付けメカニズムを検討し、ガイドライン案について、判断基準の 1 つである健康への影響では、ポジティブな影響だけでなくネガティブな影響を考慮すべきであること、自己申告で各影響を評価するには課題があることについて議論したが、合意には至らなかった。また、第 43 回部会に提出された新規作業提案は、範囲が不明確なものが多かったため、範囲が明確であるかを決定木に追加することとなった。

また、①栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985) に含まれる食物繊維の定義の修正作業 (カロリー・コントロール・カウンシル)、②食品及び食品サプリメントに用いる調和したプロバイオティクスのガイドライン (アルゼンチン、マレーシア及び中国) ③非動物由来たんぱく質から製造する食品の栄養組成に関する一般ガイドライン及び原則 (カナダ及び米国)、④年長乳児及び年少幼児向けの補完食に関する基準策定作業 (既存の 3 つの補完食に関する文書の更新・統合を含む) (米国) の 4 つの新規作業が提案された。

(主な議論)

<食品及び食品サプリメントに用いる調和したプロバイオティクスのガイドライン>

新規作業を支持する国もあったが、プロバイオティクスは一般的な健康上の利点があることを示唆する表現であることから、消費者を誤解させる可能性があることや作業の内容が不明瞭であることなどから反対する国もあった。提案がFAO及びWHOのガイドラインに依存しているのであれば、策定されてから時間がたっているため見直す必要があること等の指摘があり、まずはFAO及びWHOのガイドラインを更新することが提案された。

<非動物由来たんぱく質から製造する食品の栄養組成に関する一般ガイドライン及び原則>

部会前日に開催したPWGでの議論を経て、提案から、細菌、昆虫及び真菌、並びに食品表示に関する検討を除外し、タイトルを「非動物由来」から「植物由来」に変更して提出された。またFAOは本件のレビューを実施しており、報告書は2024年末までに公表予定であることに言及があり、FAOの出版を待つことが提案された。

<年長乳児及び年少幼児向けの補完食に関する基準策定作業>

当該作業に缶詰ベビーフードやシリアルベースの乳幼児用加工食品が含まれているため、目的が明確になるようタイトルを変更する必要があるとの指摘から、提案のタイトルを「補完食」から「食品」に変更して提出された。提案について概ね支持が得られた。

(結論)

第44回部会(2024年)は、次の事項に合意した。

- i. 優先順位付けガイドラインについて、新規作業提案の予備的な評価のために決定木を修正等し、ガイドライン案をコーデックスウェブサイトで公表するようコーデックス事務局に要請し、引き続き、新規作業提案の評価及び優先順位付けの際にガイドライン案を使用することなど
- ii. 栄養表示に関するガイドライン(CXG 2-1985)に含まれる食物繊維の定義の修正作業について、新規作業提案を棄却すること
- iii. FAO及びWHOに対し、「食品中のプロバイオティクスの健康及び栄養学的特性(2001年)」および「食品中のプロバイオティクスの評価に関するガイドライン(2002年)」をレビューするよう要請した上で、新規作業提案を再検討することなど
- iv. 非動物由来たんぱく質から製造した食品の栄養組成に関する一般ガイドライン及び原則について、FAOの出版を待ち、見直すために、再度提案者に戻すことなど
- v. 年長乳児及び年少幼児向けの食品に関する基準策定作業について、新規作業として第47回総会に採択を諮ることなど

議題7：CCNFSDUの範囲内のテキストのレビュー

(経緯)

第43回部会(2023年)では、PWGからCCNFSDUに、他のコーデックス規格との関連性、一貫性及び最新の科学的根拠を担保するために、CCNFSDUの規格の点検を実施する

よう勧告があったことを踏まえて、コーデックス事務局が FAO/WHO の支援のもと、この作業に着手し、次回部会に報告することに合意した。

(主な議論)

①CCNSFDU の規格をレビューするために既存の手順を使用すること、②新規作業提案を求める回付文書に応じて、既存の規格の修正等を提案するようメンバー国に推奨すること、③乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) において特定された修正 (フォローアップフォーミュラ等規格 (CXS 156-1987) との整合を取るための修正) を第 47 回総会に検討および承認を要請すること、④CCNFSDU が開発した既存の規格を、仮議題 6 (優先付けメカニズム/新たな課題と新規作業) に含めるよう CCNFSDU 事務局に要請することについて議論した。

(結論)

第 44 回部会 (2024 年) は、次の事項に合意した。

- i. CCNSFDU の規格をレビューするために既存の手順を使用すること
- ii. 新規作業提案を求める CL に応じて、既存の規格の修正等を提案するようメンバー国 (及びオブザーバー) に推奨すること
- iii. CCNFSDU が策定した既存の規格を、優先付けメカニズム/新たな課題と新規作業に含めるよう CCNFSDU 事務局に要請すること
- iv. コーデックス事務局に、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) で特定された修正を第 47 回総会で採択に諮るために提出するよう要請すること

議題 8 : 乳児用調製乳等に用いるフルクタン、β-カロテン及びリコピンに関する討議文書

(経緯)

第 43 回部会 (2023 年) では、乳児用調製乳におけるフルクタン、β-カロテン及びリコピンの分析方法に関する第 41 回 CCMAS (2021 年) からの要請に対し、これらの分析方法の提案を支持する理由を議論し、米国を議長国とする EWG を設置し、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) における任意成分としてのフルクタン、β-カロテン、リコピンの利用を見直すこと、フルクタン、β-カロテン、リコピンの安全性と適合性に関する勧告を作成して次回部会に提出すること、次回部会での議論のための報告書を提出することで合意した。

(主な議論)

①β-カロテンについては、CCMAS に対して、タイプ II 法として 乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) で AOAC2016. 13 を承認するよう要請すること、②フルクタンについては、CCMAS に対して、タイプ II 法として 乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) で AOAC2016. 14 を承認するよう要請すること、③リコピンについては、現時点で使用するための分析方法 AOAC2016. 13 を承認する根拠を決定できなかったことについて議論した。

加盟国等でこの方法について合意が得られなかったため、議長は、分析方法が分析・

サンプリング法規格（CXS 234-1999）に記載されなくても、乳児用調製乳に許容される成分は国レベルで決定することができること、部会の作業負荷を考慮した上で、分析方法が実際に必要かどうかを検討すべきであることに言及した。

（結論）

第 44 回部会（2024 年）は、次の事項に合意した。

- i. この議論を中止すること。
- ii. β -カロテン、フルクタン、リコピンの分析方法の承認要請を取り下げたことを CCMAS に通知すること
- iii. 明確な規定がある分析方法の提案のみを検討すること

議題 9：フォローアップフォーミュラにおける炭水化物源の甘味の評価に関する討議文書

（経緯）

第 43 回部会（2023 年）では、「年少幼児向け製品」における炭水化物源の甘味を評価するための適切な分析方法を議論し、EU を議長国、スイスを共同議長国とする EWG を設置し、non-milk protein に基づく製品に関して、フォローアップフォーミュラ等規格（CXS 156-1987）のセクション B（年少幼児向け）の 3.1.3 (c) 脚注 6 に沿って、「年少幼児向け製品」の乳糖と比較した炭水化物源の甘味を評価するために CCMAS への付託事項とする方法を再検討し、必要に応じて勧告すること、次回部会での議論のための報告書を提出することで合意した。

（主な議論）

CCMAS に対して、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）で ISO 5495 を承認するよう要請することについて議論した。加盟国等でこの方法について合意が得られなかったため、議長は、現時点では議論を中止し、新しい方法が提案された場合は CCNFSDU で検討すること、国際整合性のある方法がない場合であっても、ISO 5495 やその他の分析方法の使用が妨げられるわけではないことに言及した。

（結論）

第 44 回部会（2024 年）は、炭水化物源の甘味度を評価するための分析方法の検討を中止することに合意した。

議題 10：その他の事項及び今後の作業

＜食物繊維の分析方法＞

食物繊維の分析方法については、AOAC 2011.25/AACC 32-50.01 の分析精度を改善した AOAC 2022.01/ICC 規格 191/AACC 32-61.01 が開発されている。米国は、AOAC 2022.01/ICC 規格 191/AACC 32-61.01 の目的は生理学的利点を評価することではなく、分子量によって食物繊維を可溶性と不溶性のカテゴリに分離することを容易にすることであることを説明した。新しい方法によって、食物繊維の国内定義または確立された基準に適合しない食物

繊維が捕捉される可能性に関する懸念を考慮して、栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）における食物繊維の定義を満たさないものは最終測定値から差し引く必要がある旨を脚注に追加することを勧告したが、EU 等が懸念を示したために、食物繊維の分析方法の脚注に「管轄当局が適切とみなす場合」という柔軟性のある文言を含めることに合意した。

（結論）

第 44 回部会（2024 年）は、CCMAS に次の事項を要請することに合意した。

- i. 食物繊維の分析方法に脚注を付した上で、食物繊維の分析方法のタイプ I 法として AOAC 2022.01/ICC 規格 191/AACC 32-61.01 を承認すること
- ii. AOAC 2011.25/AACC 32-50.01 の同条項における使用を取り消すこと

<乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）のセクション A 及びフォローアップフォーミュラ等規格（CXS 156-1987）のセクション A の分析方法>

タイは、ヨウ素及びビタミン A の分析方法において現在の分析方法の廃止が提案されているが、多くの加盟国によって使用されているため、これらの分析方法を保持して再分類することを提案した。その一方で AOAC は、AOAC 992.24 は、ヨウ素の測定には適していないこと、CCMAS はこの実態を確認していることに言及した。

（結論）

第 44 回部会（2024 年）は、CCMAS に次の事項を要請することに合意した。

- i. 乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）のセクション A 及びフォローアップフォーミュラ等規格（CXS 156-1987）のセクション A の栄養素の分析方法に関するタイプ II 法及びタイプ III 法の評価、（再）分類、取り消し及び承認することを承認すること
- ii. 現在、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）に記載されているフォローアップフォーミュラの分析方法のうち、ヨウ素における AOAC 992.24 を再分類又は取り消すこと、ビタミン A における AOAC 974.29、AOAC 992.04、AOAC 992.06 を再分類又は取り消すこと、パントテン酸における AOAC 992.07 を再分類することを検討すること

<粗タンパクの分析方法>

（結論）

第 44 回部会（2024 年）は、フォローアップフォーミュラの粗タンパク質の測定方法をタイプ I 法として承認するよう CCMAS に要請することに合意した。

<他の分析方法に関連した問題>

議長は、CCNFSDU が、乳児用調製乳に関する分析方法の新規提案を頻繁に受け取っていること、この提案を検討するための具体的なメカニズムはなく、部会直前に議場配布文書が公開されるため、十分に議論できないことに言及した。そのため、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の特殊用途食品に関する分析方法を検討する EWG を設置し、分析

方法を議論するための体系的なアプローチを作成することを提案した。

(結論)

第 44 回部会 (2024 年) は、米国を議長とする EWG を設置し、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の既存の分析方法を検討した上で、追加方法及び代替方法、その他の修正及び取り消しを提案することに合意した。

<窒素タンパク質換算係数>

窒素タンパク質換算係数が CCNFSDU の範囲内のテキストの複数の規格に記載があるため、その位置付けの在り方について CCMAS から当該案件が付託されたことが議題 2 で報告された。議長から、①規格内の窒素タンパク質換算係数を維持すること、又は②基準内の同係数を削除して代わりに分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) を参照することが提案された。

また、CCNFSDU は、CCMAS が作成した窒素タンパク質換算数のリストから、年長乳児用フォローアップフォーミュラ及び年少幼児用製品の窒素変換係数が抜けていることを指摘された。

(結論)

第 44 回部会 (2024 年) は、次の事項に合意した。

- i. フォローアップフォーミュラ等の窒素タンパク質換算係数を分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の窒素タンパク質換算係数を記載した付録に含めること
- ii. 乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) 及びフォローアップフォーミュラ等規格 (CXS 156-1987) の窒素タンパク質換算係数を維持すべきかを次回部会で検討すること
- iii. CCMAS にその旨を通知すること

議題 11 : 次回会合の日程及び開催地

第 45 回部会は、約 24 か月後に開催予定である旨が情報提供された。

CCNFSDU の要約と作業状況

責任部局	目的	事項	コード	ステップ
第 87 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 採択	6～36 か月齢児の NRVs-R の設定に関する一般原則	CXG 2-1985	8
		6～36 か月齢児の NRVs-R	CXG 2-1985	5/8
		乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) で特定された修正	CXS 72-1981	-
		フォローアップフォーミュラ等の窒素タンパク質換算係数を分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の窒素タンパク質換算係数を記載した付録に含めること	CXS 234-1999	-
第 87 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG/PWG (米国、EU、ケニア、パナマ) 第 45 回 CCNFSDU	クリティカルレビュー承認草案の検討	年長乳児及び年少幼児向けの食品に関する基準策定の新規作業	-	1, 2, 3
第 87 回 CCEXEC87/ コーデックス事務局	通知/公表	CCNFSDU における新規作業提案の評価及び優先順位付けのためのガイドライン	-	-
コーデックス事務局	公表	6～36 か月齢児の NRVs-R の設定に関する段階的アプローチ	-	-
CCMAS	承認/行動	<ul style="list-style-type: none"> 分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) における分析方法の承認 分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) に規定する分析方法の再分類及び取り消し 	CXS 234-1999	-
CCFA	通知/行動	<ul style="list-style-type: none"> 乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) に準拠した食品にグアーガム (INS 412)、リン酸二デンプン (INS 1412)、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン (INS 1413)、アセチルリン酸二デンプン (INS 1414)、ヒドロキシプロピルデンプン (INS 1440) を使用する技術的な必要性がなかったことを受けての適切な対応 缶詰ベビーフード規格 (CXS 73-1981) は、乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザリーリスト (CXG 10-1979) のパート D に記載されている食品添加物を栄養キャリアとして使用の許可をしていること アラビアガム (INS 414)、非結晶質二酸化ケイ素 (INS 551)、マンニトール (INS 421)、及びア 	CXS 192-1995	-

		スコルビン酸ナトリウム (INS 301) を技術的正当性評価のための作業計画案のバッチ 6 に位置付けること		
EWG/PWG(アイルランド、コスタリカ、米国) 第 45 回 CCFNSDU	再編集	ビタミン C、B12、及び K、並びに葉酸、ビオチン、セレン、マンガン、マグネシウム、リン、及び鉄の NRVs-R	CXG 2-1985	2/3
EWG(EU) 第 45 回 CCFNSDU	レビュー	乳酸(INS 270)、レシチン(INS 322i)、クエン酸及びクエン酸塩(INS 330、331(i)、331(iii)、332(i)、332(ii))、脂肪酸のモノ及びジグリセリド(INS 471)、並びに BMC(INS 1205)の 12 週齢未満の乳児における安全性評価に向けての情報収集	CXS 192-1995	-
PWG(ドイツ、カナダ) 第 45 回 CCFNSDU	レビュー	第 45 回 CCFNSDU の検討のための新規作業提案の評価及び優先順位付け	-	-
EWG(米国) 第 45 回 CCFNSDU	レビュー	CCFNSDU の範囲内の基準における分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の分析方法	CXS 234-1999	-
FAO/WHO	フォローアップ	「食品中のプロバイオティクスの健康及び栄養学的特性 (2001 年)」および「食品中のプロバイオティクスの評価に関するガイドライン (2002 年)」のレビュー	-	-

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 47 回 総会

開催日：2024 年 11 月 25 日（月）～11 月 30 日（土）

場所：ジュネーブ（スイス）

仮議題

1	議題の採択
2	第 86・87 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等)
4.1	スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
4.2	油脂部会 (CCFO)
4.3	食品衛生部会 (CCFH)
4.4	食品汚染物質部会 (CCCF)
4.5	食品添加物部会 (CCFA)
4.6	分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
4.7	残留農薬部会 (CCPR)
4.8	ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)
4.9	食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)
4.10	栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)
4.11	魚類・水産製品部会 (CCFFP)
4.12	食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

4.13	食品表示部会 (CCFL)
5	新規作業提案
6	コーデックス部会から総会への付託事項
7	コーデックス規格と関連文書の修正 (コーデックス事務局による提案)
8	コーデックスの予算及び財政に関する事項
9	地域調整部会からの報告
10	コーデックス戦略計画 2020-2025 - 実施報告 2022-2023
11	コーデックス戦略計画 2026-2031
12	FAO 及び WHO から提起された事項
13	執行委員会のウェブ配信
14	議長・副議長及び地域代表国 (執行委員会メンバー) の選出及び地域調整国の任命
15	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
16	その他の作業
17	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 47 回総会の主な検討議題

1. 開催日：2024 年 11 月 25 日（月）～11 月 30 日（土）
開催地：ジュネーブ（スイス）

2. 主要議題の主な検討内容

仮議題 2. 第 86・87 回執行委員会の報告

（概要）

第 86 回執行委員会（2024 年 7 月）及び第 87 回執行委員会（2024 年 11 月）の報告が議長より行われる。

今次総会の議題のうち、執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題において報告される（クリティカルレビュー、戦略計画、予算及び財政に関する事項等）。

その他、第 86 回執行委員会では以下が議論されており、本議題で報告される予定。

食品容器包装等におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスの作成

第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）において、北米地域代表（カナダ）のアドバイザーとして出席していた米国から、食品包装へのリサイクル材料の使用が増加しており、コーデックスにおいて、食品の安全性の観点でどのように支援できるかを検討することを目的に、コーデックスでリサイクルガイダンス作成等の新規作業を行うことへの関心、ニーズ、価値があるか、加盟国とオブザーバーに情報収集と意見照会を行いたいとの提案があった。議論の結果、第 46 回総会（2023 年）に情報収集と意見照会の実施を勧告すること、また、その結果を踏まえて次のステップを検討することに合意した。

第 46 回総会（2023 年）では、多くの加盟国からこの勧告を支持する意見が示され、加盟国とオブザーバーに情報収集と意見照会を行うことに合意した。また、この作業は準備段階であることを確認した。

第 86 回執行委員会では、52 加盟国、1 加盟機関、11 オブザーバーから提出された情報や意見においてコーデックスでのガイダンス作成への高い関心が示されたことから、関心国に、提出されたコメントを考慮して新規作業提案を提出するよう奨励した。（作業を行う部会は決定していない。）

細胞性食品に関する 2 つの新規作業提案

アジア地域代表（インド）のアドバイザーとして出席していたシンガポールから、

「細胞性食品の製造に関する衛生実施規範」と「細胞性食品の製造に使用される細胞培養培地成分の食品安全性評価の実施に関するガイドライン」に関する新規作業提案を予定していることが紹介された。衛生実施規範については食品衛生部会 (CCFH) へ、ガイドラインは食品添加物部会 (CCFA) へ提出予定であること、第 47 回総会でサイドイベントの開催を検討している等の説明があった。第 86 回執行委員会は提案をそれぞれ CCFH と CCFA へ提出することを勧告した。(次回 CCFH は 2025 年 12 月頃、次回 CCFA は 2025 年 3 月の予定)

コーデックスの将来の作業モデルの要素のレビュー

2021 年から 2023 年までの間、執行委員会では、2023 年のコーデックス 60 周年記念に向けてコーデックスの今後の「青写真」の検討作業を行っていたが、第 85 回執行委員会 (2023 年 11 月) の議論の結果、コーデックスの将来の青写真は作成せず、代わりにコーデックス次期戦略計画 2026-2031 の検討を活用することになった。また、コーデックスの将来の作業モデルを記した作業文書 (CX/EXEC 23/85/3, Appendix II) は、経験に基づき定期的に見直されるべき生きた文書として扱い、第 86 回執行委員会でさらに議論すること等に合意した。¹

第 86 回執行委員会では、本作業文書を今後も参照文書として保持し、定期的な更新が必要であることを確認した。また、電子作業部会 (EWG) についても議論し、作業手順等を記したガイダンスの必要性の観点から、コーデックス事務局に対し、「EWG ハンドブック」の作成を完了するよう要請した。さらに、部会に対し、EWG の過剰な設置を避けるとともに、部会の会議時間内に各議題を十分に議論する必要性から、適切な作業管理の慣行と作業の優先順位付けの重要性をリマインドした。

本議題において、コーデックス事務局から、第 47 回総会の開催方法の明確化のための文書を準備していること、総会は 2026 年から 7 月に戻ることが情報共有された。

(対処方針)

報告を聴取の上、適宜対処したい。

仮議題 3. 手続きマニュアルの修正

(概要)

手続きマニュアル第 29 版

先般公表された手続きマニュアル第 29 版に関し、コーデックス事務局から以下について説明が行われる。

- ・ 第 46 回総会 (2023 年) で承認された以下の 3 点の反映

¹ 第 109 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/109-2.pdf>

- 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）の「個別食品部会と一般問題部会の関係」の修正（卸売用食品の容器の表示条項の食品表示部会への承認）
- 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）、3 章（部会のガイドライン）及び 7 章（その他の機関との関係）の編集上の修正
- 6 章（加盟国）の「コーデックス委員会の加盟国リスト」のコーデックスウェブサイトへの掲載
- ・ 第 46 回総会で提起された言語の一貫性に関する問題への対応
- ・ 4 章（リスクアナリシスの原則）のパラ 75 及び 96 の一部訂正（下線部の追加：[...] substances that are known or expected to cause problems in international trade. ）

手続きマニュアルの 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容

第 46 回総会では、第 33 回一般原則部会（CCGP）（2023 年 10 月）からの要請を踏まえ、手続きマニュアルの 3 章（部会のガイドライン）以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容について、将来総会において CCGP への付託可能性を検討するため、加盟国への意見照会を行うことに合意した。（3 章は別途作業中）

今次総会では、この意見照会の結果を踏まえ、コーデックス事務局が文言の不一致や翻訳の誤りに関するフォローアップを必要に応じて行うこと、また、第 34 回 CCGP（2025 年 6 月予定）で現在の慣行に整合しない内容の見直しについて検討するための作業文書を用意すること、について検討される。

（対処方針）

説明を聴取の上、適宜対処したい。

仮議題 4. 部会の作業

2024 年 1 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択（ステップ 8、ステップ 5/8）、予備採択（ステップ 5）、新規作業提案（ステップ 1）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議される。審議では、執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮することとされている。

4.1 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

2024 年 1 月に開催された第 7 回 CCSCH から提出されている文書²

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、記載がない限り、特段の議論なく、総会に対して採択、承認を勧告した。

事項	概要
----	----

² 第 110 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

最終採択	
乾燥果実の規格案：カルダモン (ステップ 8)	第 5 回 CCSCCH (2021 年) で作業開始に合意し (インド及びイランの提案)、第 44 回総会 (2021 年) で承認された (ステップ 1)。第 6 回 CCSCCH (2022 年) の議論を経て、第 45 回総会 (2022 年) で予備採択された (ステップ 5)。表示条項は第 47 回食品表示部会 (CCFL) (2023 年) で承認された。 第 7 回 CCSCCH で総会に最終採択に諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2024 年) で承認された。
果実に分類されるスパイスの規格案：オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス (ステップ 8)	第 5 回 CCSCCH (2021 年) でオールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス、バニラのグループ規格の作業開始に合意し (米国の提案)、第 44 回総会で承認された (ステップ 1)。 第 6 回 CCSCCH (2022 年) では、バニラに関し、グループ規格に含めるか別の文書にするか、収穫国を義務表示とすべきか等が議論された。その結果、バニラを除き総会に予備採択を諮ることに合意し、第 45 回総会 (2022 年) で予備採択された (ステップ 5)。表示条項は第 47 回 CCFL (2023 年) で承認された。 第 7 回 CCSCCH で総会に最終採択に諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。
乾燥根・根茎・球根の規格原案：ターメリック (ステップ 5/8)	第 5 回 CCSCCH で作業開始に合意 (インドの提案)。第 44 回総会で承認された (ステップ 1)。 第 7 回 CCSCCH で総会に最終採択に諮ることに合意した。EU 及び EU 加盟国 (EUMS) は 8.2.3 章 (製品名) について留保した (商品名、品種または栽培品種は義務表示とすべきとの立場)。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で一部の分析法を除き承認された。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。
予備採択	
果実に分類されるスパイスの規	第 7 回 CCSCCH で総会に予備採択に諮ることに合

格原案：バニラ（ステップ5）	意した。
新規作業提案	
マジョラム、コリアンダー、ラー ジカルダモン及びシナモンの規 格の策定（ステップ1）	第7回 CCSCH で、マジョラム（エジプト提案）、 コリアンダー（インド提案）、ラージカルダモン（コ ーデックス信託基金を活用したブータン、インド、 ネパールのグループプロジェクト提案）及びシナ モン（ブラジル提案）の新規作業開始に合意した。

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.2 油脂部会（CCFO）

2024年2月に開催された第28回 CCFO から提出されている文書³

第86回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に
対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂案：アボカド油 の追加（ステップ8）	名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）にアボカ ド油を追加する作業。イランからの提案により検 討が開始され、第27回 CCFO で作業開始に合意し た。第40回総会（2017年）で承認された（ステッ プ1）。 第45回総会（2022年）で予備採択され（ステップ 5）、作業完了期限が第28回 CCFO に延長された。 第28回 CCFO で総会に最終採択に諮ることに合意 した。（チリは、定義の部分に関し、予備採択の段 階で留保したが、第28回部会では留保しなかつ た。）
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案（ステップ 5/8）： - ツバキ種子油の追加 - サチャインチオイルの追加 - 高オレイン酸大豆油の追加	第27回 CCFO で、名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）にツバキ種子油（中国提案）、サチャイ ンチ油（ペルー提案）、高オレイン酸大豆油（米国 提案）を追加する作業開始に合意した。第45回総 会（2022年）で承認された（ステップ1）。 第28回 CCFO で3作業とも総会に最終採択を諮る

³ 第110回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

<p>オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）の改訂原案：3章（必須構成成分及び品質項目）、8章（分析・サンプリング法）、及び附属書の見直し</p>	<p>ことに合意した。</p> <p>第 25 回 CCFO で、EU と国際オリーブ協会（IOC）から、オリーブ油生産・精製技術の最新の状況への適応、偽装への対処、生産地の拡大と品種の多様化への対応のため、オリーブ油規格の見直しが提案され、作業開始に合意した。第 40 回総会（2017 年）で承認された（ステップ 1）。</p> <p>第 28 回 CCFO で総会に最終採択に諮ることに合意した。シリアがステロールに関する脚注の修正について留保した。また、規格に新たな品質パラメータ（1,2-ジグリセリド（DAG）及びピロフェオフィチン"a"（PPP））を追加するかどうか、データ収集を行って検討するため、作業完了を第 30 回 CCFO まで延長することを執行委員会に要請した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。</p> <p>第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択と第 30 回 CCFO までの作業期限延長を勧告した。</p>
<p>魚油規格（CXS 329-2017）の改訂原案：カラヌス油の追加（ステップ 5/8）</p>	<p>第 27 回 CCFO で、ノルウェーが魚油規格（CXS 329-2017）にカラヌス油を追加する作業を提案し、作業開始に合意した。第 45 回総会（2022 年）で承認された（ステップ 1）。</p> <p>第 28 回 CCFO では、EU からの懸念を受け、3.5 章（必須構成成分及び品質要素）及び 7.3 章（その他の表示要求事項）にカラヌス油に含まれるアスタキサンチンの摂取に関する条項を含めることに合意した。議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。</p> <p>第 86 回執行委員会では、一部のメンバーからカラヌス油の安全性について懸念が示されたが、第 27 回 CCFO で魚油規格が安全性の側面を含むこと及び魚油規格の適用範囲は明確化されていることを踏まえて、総会に最終採択を勧告した。</p>

6つの既存の規格 ⁴ の卸売用食品の容器の表示条項の修正	第44回総会(2021年)から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直し。第28回CCFOで、既存の6つの油脂規格の当該表示条項の修正案を総会に採択を諮るとともにCCFLに通知することとなった。
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範(CXC 36-1987)の修正及び改訂	第28回CCFOで、第90回(2020年)及び第91回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)(2021年)が行った特定の物質の前荷 ⁵ としての許容性の評価と特定の食品汚染物質の安全性の評価結果の議論、及び附属書II(許容される前荷のリスト)の見直しの議論の結果、修正及び改訂を行うことに合意した。EUは、附属書IIに含まれるトリデシルアルコール、ミリスチルアルコール及び未分画脂肪族アルコールの混合物、または天然油脂からの脂肪族アルコールの混合物は食用油脂由来であることを明記すべきとして、留保した。
新規作業提案	
トランス脂肪酸(TFA)摂取の削減に関する既存の油脂規格の改訂作業(ステップ1)	第27回CCFOでは、第41回栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)からのTFAの摂取量削減のためのリスク管理オプション(部分水素添加油脂(PHOs)の使用禁止及びTFAの上限値をリスク管理措置として導入すること)の情報提供を受けて議論した結果、食料供給においてTFAとPHOsにどのように対処できるか検討することになった。第28回CCFOでは、カナダがEU、エジプト、インド、サウジアラビア、ウガンダ、米国及びWHOと作成した討議文書に基づき議論し、個別食品規格がない食用油脂の規格(CXS 19-1981)、ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格(CXS 256-1999)、動物脂の規格(CXS 211-1999)に、PHOsの使用禁止及びTFAの上限値を追加する作業を開始することに合意した。

⁴ 名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格(CXS 19-1981)、オリーブ油及びオリーブ粕油規格(CXS 33-1981)、名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)、名前のついた動物脂規格(CXS 211-1999)、ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格(CXS 256-1999)、魚油規格(CXS 329-2017)

⁵ 食用油脂をバルク(液体等の貨物を梱包されていない状態で輸送する形態)で輸送する際、当該食用油脂を運ぶ前に同じ船舶等で運んでいた貨物のこと。

<p>微生物オメガ3 オイルの規格策定作業（ステップ1）</p>	<p>第27回 CCFO にオブザーバーの GOED（Global Organization for EPA and DHA Omega-3s）から、微生物オメガ3 オイルに関する規格策定作業が提案された。EU 等複数の加盟国から、安全性に関する懸念が表明されたが、GOED から、この製品はすでに国際的に取引されており、多くの国・地域が安全性の観点から検討しており、国際的なリスク評価を行うことなく、製品の安全性に関してすでに十分な情報がある旨説明があり、議論の結果、作業開始に合意した。</p> <p>第86回執行委員会でも、リスク評価の必要性について議論になったが、作業の過程で、微生物オメガ3 オイルの安全性に関するリスク評価が必要になる可能性があることを確認し、総会に承認を勧告した。</p>
----------------------------------	---

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.3 食品衛生部会（CCFH）

2024年3月に開催された第54回 CCFH から提出されている文書⁶

第86回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
<p>牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドライン（CXG 99-2023）の附属文書Ⅱ（生鮮葉物野菜）及びⅣ（スプラウト類）原案（ステップ5/8）</p>	<p>第50回 CCFH（2018年）で作業開始に合意（チリ、ウルグアイ、米国の提案）。第42回総会（2019年）で承認された（ステップ1）。</p> <p>ガイドライン本体、附属文書Ⅰ（生の牛肉）及び附属文書Ⅲ（未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ）は第53回 CCFH（2023年）で合意し、第46回総会で最終採択された（ステップ5/8）。附属文書Ⅱ及びⅣについては、継続して議論が行われ、第54回 CCFH で総会に最終採択を諮ることに合意</p>

⁶ 第103回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

<p>食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXC 100-2023）の附属文書Ⅲ（乳及び乳製品）原案（ステップ 5/8）</p>	<p>した。</p> <p>第 51 回 CCFH で作業開始に合意（ホンデュラスの提案）。第 43 回総会（2020 年）で承認された。ガイドライン本体及び附属文書Ⅰ（生鮮農産物）は第 53 回 CCFH（2023 年）で合意し、第 46 回総会で最終採択された（ステップ 5/8、CXC 100-2023）。附属文書Ⅲは、ガイドライン本体を考慮しつつ議論が行われ、第 54 回 CCFH での議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。なお、附属文書Ⅱ（魚及び水産製品）及び附属文書Ⅳ（目的に適した水に係る評価、水の安全管理、再利用水の回収及び処理技術）はステップ 2/3 に差し戻し、継続して議論を進めること、執行委員会に作業完了を第 55 回 CCFH まで延長することを要請することになった。</p> <p>第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択と第 55 回 CCFH までの作業期限延長を勧告した。また、本ガイドライン（CXC 100-2023）について、コーデックスで進行中の作業や承認された新規作業との一貫性と整合性を確保すること、さらに CCFH に対し、CCFH が作成した他の文書をこのガイドラインに合わせるための作業が必要かどうか検討するよう勧告した。</p>
<p>伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案（ステップ 5/8）</p>	<p>第 52 回 CCFH（2022 年）で、オブザーバーの GAIN（栄養改善のためのグローバルアライアンス）から伝統的な食品市場のための食品安全に関する国際的なガイドラインの必要性が提案され、第 53 回 CCFH で作業開始に合意した。第 46 回総会で承認されたが（ステップ 1）、CCFH は、ガイドラインと路上販売食品に関する既存の地域規格との関係を慎重に検討するよう要請された。</p> <p>第 54 回 CCFH では、既存の関連地域規格を補完するものである等、ガイドラインを作成することの重要性が改めて強調され、議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。また、関連の地域調整部会に対し、総会での採択後、路上販売食品に関す</p>

	<p>る各文書と食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び本ガイドラインとの整合性を確保するためのレビューと、必要に応じて見直しの検討を要請した。</p>
予備採択	
<p>海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂原案（ステップ 5）</p>	<p>第 51 回 CCFH（2019 年）で、日本が、ニュージーランドの支援を得て、当時公表予定（2020 年公表）のビブリオに関する FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）の報告書をレビューし、ガイドラインの修正の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。第 53 回 CCFH で作業開始に合意し、第 46 回総会で承認された（ステップ 1）。</p> <p>第 54 回 CCFH では、水の用語に関する部分が合意に至らず、すべての水に関連する文言をスクエアブラケットに留め置くことになったが、その他の箇所については合意に至り、総会に予備採択を諮ることに合意した。また、食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXC 100-2023）の附属文書 II（魚及び水産製品）が完成次第、本文書を再検討することに合意した。</p>
新規作業提案	
<p>食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CAG 79-2012）の改訂作業（ステップ 1）</p>	<p>第 51 回 CCFH（2019 年）で、カナダがオランダの支援を得て、本ガイドライン（CAG 79-2012）の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。</p> <p>第 53 回及び第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業には、E 型肝炎ウイルス（HEV）及び冷凍ベリー類や調理済み食品などの新たな食品媒体に対応したスコープの拡大、フードチェーンに沿った介入措置の見直し、食品中のウイルスの検出に関する情報の追加、さまざまなリスク評価モデルのレビューを踏まえた新たな検討事項、最新の JEMRA の科学的助言に基づき、さまざまな食品（例：貝類、調理済み食品、生鮮及び冷凍食品、豚肉及び野生動物肉など）をカバーする附属文書を構成すること等が含まれる。</p>

<p>鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CAG 78-2011) の改訂作業 (ステップ 1)</p>	<p>第 52 回 CCFH で今後の CCFH の作業について議論し、本ガイドライン (CAG 78-2011) の改訂に必要な情報の収集を JEMRA に要請することに合意した。</p> <p>第 53 回 CCFH では、米国が、ブラジル、ホンジュラス及び EU が本ガイドライン (CAG 78-2011) の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。</p> <p>第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業では、サルモネラ属菌とカンピロバクターに関連した食中毒の発生状況や、鶏肉及び関連業界の継続的な成長の重要性を考慮し、食鳥処理前後の介入措置、実践的な介入措置、微生物学的モニタリング、及び病原体の同定手法等に取り組まれる。</p>
<p>調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 61-2007) 改訂作業 (ステップ 1)</p>	<p>第 52 回 CCFH で今後の CCFH の作業について議論し、本ガイドライン (CAG 61-2007) の改訂に向けたリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価を JEMRA に要請することに合意した。</p> <p>第 53 回 CCFH では、カナダ、フランス、及び米国が、本ガイドライン (CAG 61-2007) の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。</p> <p>第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業では、生産から消費までのフードチェーン全体にわたる管理措置、微生物学的モニタリング手法、及び消費者の慣行が考慮される。</p>

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.4 食品汚染物質部会 (CCCF)

2024 年 4 月に開催された第 17 回 CCCF から提出されている文書⁷

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

⁷ 第 111 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/111-6.pdf>

事項	概要
最終採択	
<p>スパイス中の鉛の最大基準値 (ML) : 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) (CXS 193-1995) への収載 (ステップ 5/8)</p>	<p>鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための作業。第 13 回 CCCF (2019 年) で作業開始に合意し、第 42 回総会 (2019 年) で承認された (ステップ 1)。</p> <p>第 16 回 CCCF までに、砂糖類や直接消費用乳幼児用調理済み食品などにおける新しい ML の設定の議論が終了し、総会で最終採択された。</p> <p>第 17 回 CCCF では、料理用ハーブ類及びスパイス類について検討され、乾燥仮種皮、乾燥種子、乾燥塊茎・根、乾燥花部、乾燥果実・ベリーの ML 原案を最終採択に諮ることに合意した。インドは、データの地理的代表性を確保するために更なるデータ収集が必要等の理由により、ほぼ全ての決定に留保した。EU、エジプト、インドネシア、トルコは、一部の ML 原案について、ALARA (as low as reasonably achievable) の原則 (食品中の汚染物質濃度を”無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき”という考え方) に基づき、消費者の健康保護の観点からより低い ML 設定が可能との理由により、留保した。</p> <p>第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。この議論の中で、あるメンバーから、最終採択に諮られるスパイス中の ML は、スパイス生産国のデータを使用して設定されていないため、もっと包括的な地理的なデータが必要との意見が出された。また、このアプローチはコーデックスにおける食品中の汚染物質に関する一般原則に一致していないと指摘された。コーデックス事務局からは、CCCF は世界的に代表的なデータを使用して ML を設定するため、GEMS/Food でのデータ提供機会を十分に設けたと説明があった。また、予備採択 (ステップ 5) に諮られる ML については、追加</p>

	<p>のデータコールが行われており、最終採択までにデータを提出する時間があるとも述べられた。FAO からは、データコール以外にも、データが入手可能になった段階で GEMS/Food にさらなるデータ提出が可能であること、FAO と WHO は各国がリスク評価を行う際に使用可能なデータ作成の能力支援も可能であること、データの提出を無期限に待つことは現実的ではないため、JECFA と CCCF は ML の推定・設定のために入手可能な最良のデータを使用して作業を進めた旨のコメントもあった。</p>
<p>キノア中のカドミウム及び鉛の ML : GSCTFF への収載</p>	<p>第 40 回総会 (2017 年) のキノア規格原案の予備採択の際、CCCF に対し、穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、またはキノアに個別の ML を設定するか検討するよう要請された。第 14 回 CCCF (2021 年) での議論の結果、3 年間のデータ収集期間を設けて検討することに合意した。</p> <p>第 17 回 CCCF では、既存の穀類の ML とは別にキノアの ML (カドミウム 0.15 mg/kg、鉛 0.2 mg/kg) を設定することに合意した。</p>
<p>シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範原案 (ステップ 5/8)</p>	<p>気候変動などの要因により世界的な健康問題であるシガテラ中毒の防止または低減を目的とする作業。第 11 回 CCCF (2017 年) では、FAO/WHO に科学的助言を求めることに合意し、第 15 回及び第 16 回 CCCF での議論の結果、実施規範又はガイドラインの策定作業を開始することに合意した。第 46 回総会 (2023 年) で承認された (ステップ 1)。米国を議長とし、フランス、スペイン、及びパナマを共同議長とする電子作業部会 (EWG) では、ガイドラインではなく実施規範とすることが適切であると判断した。EWG から提示された原案は物理的作業部会 (PWG) 及び第 17 回 CCCF で議論され、附属書として本文から移されて新規に作成された各国のリスク管理措置の情報源の例は、実施規範には含めず、情報文書としてコーデックスの</p>

	<p>ウェブサイトに掲載する等の修正を行った上で、総会に最終採択を諮ることに合意した。</p>
<p>魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン原案（ステップ 5/8）</p>	<p>第 14 回 CCCF（2021 年）では、オレンジラフィーとキングクリップの 2 魚種のメチル水銀の ML の設定作業を開始することに合意した（第 46 回総会で最終採択）。あわせて、サンプリングプランの策定作業も行うことにも合意した。</p> <p>第 15 回 CCCF（2022 年）では、各国から魚類中のメチル水銀又やその他の汚染物質に採用しているサンプリングプランの情報収集を行うこと、CCMAS におけるサンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改訂内容を考慮すること、サンプリングプランには魚の金銭的価値を持ち込まないことに合意した。</p> <p>第 17 回 CCCF では、ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする作業部会が提案した原案について議論し、最終的に総会に最終採択を諮ることに合意した。議論の中で、サンプリング計画を使用する経験を積むことが重要であり、将来的には必要に応じて修正や改訂を行う可能性があることが指摘された。サンプリングプランは第 43 回 CCMAS で軽微な修正を加えて承認された。</p> <p>第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。また、データコールが実施中であり、加盟国にデータ提出を呼びかけた（前述のスパイスの ML の最終採択の欄参照）。</p>
<p>予備採択</p>	
<p>スパイス中の鉛の ML:GSCTFF への収載（ステップ 5）</p>	<p>第 17 回 CCCF では、料理用ハーブ類及びスパイス類の ML が検討され、乾燥樹皮のスパイス及び乾燥料理用ハーブ類中の鉛の ML 原案を予備採択に諮ることに合意した。</p>
<p>乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシンの A のサンプリングプラン原案：GSCTFF への</p>	<p>第 12 回 CCCF（2018 年）で、スパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）を実行し、3 年後に新たに収集した実態調査データ等に基づき議論を再開することに合意した。</p>

<p>収載（ステップ 5）</p>	<p>第 14 回 CCCF（2021 年）以降、議論を進め、乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、さらに乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグ中のオクラトキシンの ML について、総会に最終採択を諮ることに合意した（第 46 回総会で最終採択）。第 17 回 CCCF では、インドが策定したこれらの ML に関連するサンプリングプラン原案について検討し、分析法の性能規準の開発や粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能性を除いて、概ね合意に至ったことから、総会に予備採択を諮ることに合意した。</p>
<p>新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂</p>	
<p>落花生中のアフラトキシンの防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 1）</p>	<p>第 16 回 CCCF では、汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業の結果、本実施規範（CXC 55-2004）の改訂の可能性についてレビューを行うことになった。</p> <p>第 17 回 CCCF では、ブラジルを議長とする作業部会から、本実施規範の改訂を支持する新たな措置や実践が特定されたことについて説明があり議論の結果、作業開始に合意した。</p>
<p>食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定（ステップ 1）</p>	<p>第 16 回 CCCF では、米国から、次回会合に向けて本作業の実施に関する討議文書を作成する意向が示され、了承された。日本は、国内におけるコメ等のカドミウム汚染の防止及び低減に関する情報を米国に提供する等の協力を行った。</p> <p>第 17 回 CCCF での議論の結果、作業開始に合意した。品目特有の推奨事項を記載した附属文書の作成の必要性については、今後の作業で提供される情報を踏まえて決定されることになった。</p>
<p>作業中止</p>	
<p>乾燥花のスパイス及び生鮮料理用ハーブ類中の鉛の ML</p>	<p>乾燥花のスパイスについては、濃度データがすべてカモミールに由来し、カモミールがほとんどの加盟国においてスパイスではなくハーブティとして主に利用されることが確認されたため、作業を中止することになった。</p> <p>生鮮料理用ハーブ類については、乾燥スパイスの</p>

	ML に水分含量を考慮して適用するかどうかで意見がわかれ、議論の結果、ML 設定作業を中止することに合意した。
--	---

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.5 食品添加物部会 (CCFA)

2024 年 4 月に開催された第 54 回 CCFA から提出されている文書⁸

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案 (ステップ 5/8)	第 96 回及び第 97 回 JECFA (2023 年) が作成し、第 54 回 CCFA で合意された、添加物、香料の同一性及び純度に関する仕様書。
食品添加物の一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂 (ステップ 8 及びステップ 5/8)	第 54 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案、原案、及び改訂案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。
GSFA 前文の附属書 B (食品分類 -01.4.3 (Clotted cream (plain)) 及び GSFA 前文の附属書 C (GSFA の作成に使用された食品分類システムとコーデックス規格食品の相互参照) の記述の改訂	第 54 回 CCFA において、整合作業の結果、改訂を行うことになったもの。
食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂原案 (ステップ 5/8) (カルボマーの INS を除く)	食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の追加、分類及び用途の変更を行うもの。第 54 回 CCFA は、改訂原案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。 第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局の説明により、カルボマーに割り当てた INS 番号 1210 は、既にポリアクリル酸ナトリウムに使用されて

⁸ 第 112 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

	いることが判明した。このため、総会に対し、カルボマーの INS 番号を除き、最終採択を勧告した。カルボマーの INS 番号は、第 55 回 CCFA で再検討される。
乳・乳製品部会 (CCMMP) の 2 規格、加工果実・野菜部会 (CCPFV) の 4 規格、近東地域調整部会 (CCNE) の 2 規格、アジア地域調整部会 (CCASIA) の 2 規格、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) の 1 規格との整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	CCMMP の 2 規格 ⁹ 、CCPFV の 4 規格 ¹⁰ 、CCNE の 2 規格 ¹¹ 、CCASIA の 2 規格 ¹² 、CCLAC の 1 規格 ¹³ の食品添加物条項の改訂との整合に伴い、GSFA の食品添加物条項の改訂を行うもの。 第 86 回執行委員会では、GSFA を食品添加物の使用に関する唯一の完全かつ包括的な参照文書とするための取組の重要性と、それに向けた整合作業の重要性が強調され、関連する全ての部会にその旨を通知することになった。
CCMMP の 2 規格、CCPFV の 1 規格、CCASIA の 1 規格、CCLAC の 1 規格の食品添加物条項の改訂	上述の GSFA の修正に加え、整合作業の結果として、CCMMP の 2 規格 ¹⁴ 、CCPFV の 1 規格 ¹⁵ 、CCASIA の 1 規格 ¹⁶ 、CCLAC の 1 規格 ¹⁷ の食品添加物条項を改訂するもの。
ジェランガムの INS 番号の変更に伴う GSFA 表 1、2 及び 3 の条項修正	第 54 回 CCFA において、ジェランガムの INS 番号を 418 から 418(i)へ変更するよう JECFA に要請した。これに伴い、GSFA 表 1、2 及び 3 の関連する条項を修正するもの。
キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)、ジャム、ゼリー、マーマレード規格 (CXS 296-2009) の食品添加物条項の改訂	第 54 回 CCFA において、リボフラビン及びカロテン関連食品添加物に関する条項原案を検討した結果、これら 2 規格 (CXS 115-1981、CXS 296-2009) の食品添加物条項の改訂に合意した。
チーズの一般規格 (CXS 283-1978) の修辭上の修正	チーズの一般規格 (CXS 283-1978) の食品添加物条項に修正を行うもの。
水を含むココナッツ製品ーココ	ジェランガムの INS 番号の INS 418(i)への変更に

⁹ 発酵乳の規格 (CXS 243-2003)、クリーム及び調製クリーム of 規格 (CXS 288-1976)

¹⁰ 加工トマト濃縮物の規格 (CXS 57-1981)、テーブルオリーブの規格 (CXS 66-1981)、果物及び野菜漬物の規格 (CXS 260-2007)、急速冷凍野菜の規格 (CXS 320-2015)

¹¹ ハリッサ (赤唐辛子ペースト) の地域規格 (CXS 308R-2011)、デーツペーストの地域規格 (CXS 314R-2013)

¹² テンペの地域規格 (CXS 313R-2013)、海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017)

¹³ ヤーコンの地域規格 (CXS 324R-2017)

¹⁴ 発酵乳の規格 (CXS 243-2003)、クリーム及び調製クリーム of 規格 (CXS 288-1976)

¹⁵ テーブルオリーブの規格 (CXS 66-1981)

¹⁶ 海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017)

¹⁷ ヤーコンの地域規格 (CXS 324R-2017)

ナッツミルク及びココナッツクリーム規格（CXS 240-2003）の結果的修正	に伴い、本規格（CXS 240-2003）の修正を行うもの。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂	
GSFA の新規食品添加物条項の提案	第 54 回 CCFA において提案された、GSFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改訂に関する作業（ステップ 2）。
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	第 54 回 CCFA で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るもの。
パン用酵母の規格策定（ステップ 1）	第 44 回総会（2021 年）でのコーデックス事務局からの勧告を踏まえ、第 53 回 CCFA に中国から CCFA に酵母の規格策定作業が提案されたが、規格の対象範囲を再考することになった。第 54 回 CCFA では規格の対象範囲をパン用酵母に絞ることとし、作業開始に合意した。 第 86 回執行委員会では、CCFA が本作業を行うのに適切な部会かどうかや、国際標準化機構（ISO）でも類似の作業が行われているため、作業の重複は避けるべきではないか等の意見が出されたが、議論の結果、①作業の対象となる酵母は食品添加物ではなく食品原材料であること、②CCFA がこの作業を行うのに引き続き適切な部会であること、③この作業には CCFA と連携して適切な専門知識を有する加盟国が重要であること、④CCFA に対し、重複を避け、一貫性を確保するために ISO と協調するよう奨励する必要があること、を確認した上で、総会に対し、承認を勧告した。
作業中止	
GSFA の食品添加物条項案及び原案	第 54 回 CCFA で規格策定作業を中止することに合意された GSFA の食品添加物条項の案及び原案。
既存のコーデックス文書の廃止	
GSFA の食品添加物条項	第 54 回 CCFA で合意された GSFA の既存の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い、関連する条項を廃止するもの。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.6 分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

2024年6月に開催された第43回 CCMAS から提出されている文書¹⁸

第86回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
分析法、分析法の性能規準、サンプリングプラン：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への収載	第43回 CCMAS は、CCSCH 及び CCFO から提出された各種規格の分析法条項について、検討の結果、一部を除いて承認した。また、粉乳、穀類・豆類、魚・魚加工品、果物ジュース、照射食品の分析法の点検作業の結果、一部改訂に合意した。分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への収載のため、総会に採択を諮ることに合意した。
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン：GSCTFF への収載	第43回 CCMAS は、第17回 CCCF から提出された魚類中のメチル水銀のサンプリングプランについて、軽微な修正を加えて承認した。GSCTFF への収載のため、総会に採択を諮ることに合意した。
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への附属書の収載	第42回 CCMAS では、窒素含有量からたんぱく質含量を求めるための窒素換算係数の記載方法 (CXS 234 に記載するか、元の規格に記載するか) について、チリとブラジルが討議文書を作成して検討することになった。第43回 CCMAS では、窒素換算係数を CXS 234 の附属書に収載することとし、総会に採択を諮ることに合意した。また関連の部会に、個別食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧告した。
既存のコーデックス文書の廃止	
照射食品の検出のための一般分析法 (CXS 231-2001)	第40回 CCMAS (2019年) では、CCFH に対し、CCMAS での CXS 234 の点検・更新作業に関して、照射食品の検出のための一般分析法 (CXS 231-2001) に収載されている分析法が適切かどうかや

¹⁸ 第112回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

	<p>CXS 234 に移動させるか等の検討を要請した。第 53 回 CCFH (2022 年) では、ブラジルが用意した文書を踏まえて議論した結果、CCMAS による分析法タイプの確認と部会で指摘された問題の解決を条件に、CXS 231-2001 で定められている分析法に所要の変更を行った上で、CXS 234 に含めること等を CCMAS に回答することに合意した。第 52 回及び第 53 回 CCMAS での検討の結果、照射食品の分析法を CXS 234 に含めること、また、それに伴い CXS 231 を廃止することを総会に諮ることに合意した。</p>
<p>総会による検討・助言が求められている事項</p>	
<p>穀類・豆類の規格に関する灰化温度の決定</p>	<p>第 53 回 CCMAS での穀類・豆類の規格の分析法の検討において、灰化温度の決定を CCMAS が支援できるかどうか、また、支援できない場合には、一部の個別食品について 2 つの灰化温度の規定 (550℃、900℃) が代替案となるかどうか、総会に助言を求めることになった。</p> <p>第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局から、2 つの規定を承認するため、米国及び CCMAS 議長と協議して、灰分温度と許容性に関する提案を準備する旨通知された。第 87 回執行委員会で検討予定。</p>

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

灰化温度の規定については、第 87 回執行委員会からの勧告を踏まえ、対処したい。

4.7 残留農薬部会 (CCPR)

2024 年 6 月に開催された第 55 回 CCPR から提出されている文書¹⁹

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

事項	概要
最終採択	
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 (ステップ 5/8)	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR で 29 農薬の MRL 原案についてステップ 5/8 で最終

¹⁹ 第 113 回コーデックス連絡協議会文書参照

	採択を諮ることに合意。 EU、スイス、タイ、UAE が一部留保した。
ペッパー類のグループ/サブグループのコーデックス MRL (CXL) の過去の決定に基づく修正：オクラの MRL	オクラの MRL の設定に関して、第 54 回 CCPR は、マルティニア、ローゼル及びオクラを含む現在のサブグループ 12B の分類や代表作物はそのままとし、オクラ等にはペッパー (サブグループ) の CXL を暫定的に適用する旨の注記を付すことに合意し、第 46 回総会で採択された。第 55 回 CCPR では、2 農薬のペッパー (サブグループ) の CXL にも同じ注記を付すことに合意した。
食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA4-1989) の過去の決定に基づく修正：クラス D (植物由来加工食品) の追加食品 (ケチャップ)	クラス D (植物由来加工食品) について、2023 年の FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) 会合からの新しい MRL 勧告を農薬の MRL データベースに含めるために、食品及び飼料のコーデックス分類の結果的な修正として、食品コードを追加するもの。
予備採択	
長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン原案 (ステップ 5)	第 51 回 CCPR (2019 年) では、インドとアルゼンチンから、残留農薬を分析する際に使用する認証標準物質 (CRM) は、有効期限が切れると使用することができず、特に途上国では新たに CRM を入手するのは困難であることや、適切に保管されていれば、有効期限を過ぎても CRM の純度等に大きな変化がないことから、CRM を含む標準物質の有効活用に関するガイダンス作成が提案された。 第 54 回 CCPR で新規作業の開始に合意し、第 46 回総会で承認された。 第 55 回 CCPR では、インドを議長、アルゼンチン、シンガポールを共同議長とする作業部会からガイドライン原案が提案され、議論の結果、総会に予備採択を諮ること、また、本ガイドライン案の範囲を標準物質の混合溶液も含むよう拡張することを総会に報告することに合意した。
新規作業提案	
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優	2025 年に JMPR が評価 (新規農薬、新規用途、定期的再評価) を行うべき農薬の優先リストの承認

先リスト	を諮るもの。
既存のコーデックス文書の廃止	
廃止が提案された CXL	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR での合意に基づき既存の 16 農薬に関する CXL を廃止するもの。
作業中止	
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR での合意に基づき 4 農薬の MRL 案の作業を中止するもの。

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.8 ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

2024 年 6 月に開催された第 23 回 CCLAC から提出されている文書

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

事項	概要
最終採択	
ルロ (ナランジラ) の地域規格 (ステップ 5/8)	第 22 回 CCFFV (2022 年) では、コロンビアの提案により、ルロの規格策定作業の開始に合意したが、第 45 回総会 (2022 年) での議論の結果、CCLAC の地域規格として作業を進めることになった。 第 23 回 CCLAC では、コロンビアを議長、メキシコを共同議長とする作業部会から提案された、規格の名称に英語名称の一つを追加することや生鮮果実・野菜規格のレイアウトを使用すること等に合意し、また、総会に最終採択を諮ること、食品添加物条項は CCFA に、表示条項は CCFL にそれぞれ承認を求めることに合意した。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。

(対処方針)

コンセンサスに従うこととしたい。

4.9 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

2024年9月に開催された第27回 CCFICS から提出されている文書²⁰

第87回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

事項	概要
予備採択	
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ5）	<p>第25回 CCFICS（2021年）で、食品偽装に関する用語の定義、食品偽装に関する監督当局及び食品事業者の役割と責任、食品偽装に関する輸出入国間の協力と情報交換等を含むガイドラインを策定する作業を開始することに合意し、第44回で承認された。</p> <p>第26回及び第27回 CCFICS では、米国を議長、英国、中国、EU、イランを共同議長とする EWG から提案された原案について議論し、規格の範囲や定義以外の箇所は概ね合意に至ったことから、総会に予備採択を諮ることに合意した。</p>
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂	
輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイドライン作成（ステップ1）	<p>第26回 CCFICS（2023年）で、インドから、公正な食品貿易を確保するための統一的な不服申し立てメカニズムの必要性が提案された。第27回 CCFICS で、作業開始に合意した。作成されるガイドラインは、既存の「輸入食品の却下に関する政府間での情報交換のためのガイドライン（CXG 25-1997）」または「食品輸入管理システムに関するガイドライン（CXG 47-2003）」のいずれかの修正または附属文書となる予定。</p>
衛生要件の表現の標準化に関するガイドラインの作成（ステップ1）	<p>第26回 CCFICS（2023年）で、ブラジルから、各国独自の要件を維持しながら、食品安全性の向上、通関手続きの簡素化及び迅速化できる電子証明の利用を促進するための作業が提案された。第27回 CCFICS で作業開始に合意した。</p>
食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン（CXG 89-2016）の改訂作業	<p>第27回 CCFICS で、ノルウェーから、輸入国からの施設リストの要求が増加していることを受け、項目や様式、デジタル化を含めた運用メカニズム等の調和を図るための原則及びガイドラインの作</p>

²⁰ 第114回コーデックス連絡協議会文書参照

	成が提案された。議論の結果、既存の原則及びガイドライン（CXG 89-2016）の附属文書として、新たに原則及びガイドラインを作成する作業を開始することに合意した。
国の食品管理システム（NFCS）におけるデジタル化の原則の作成	第 27 回 CCFICS で、豪州から、国の食品管理システム（NFCS）に関するデジタル化について、包括的な枠組み、既存のデジタルに関する国際規格及びガイダンスの特定、定義等を含むハイレベルの原則を策定することが提案された。議論の結果、作業開始に合意した。

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.10 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

2024 年 10 月に開催された第 44 回 CCNFSDU から提出されている文書。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

（資料未着だが、以下が主な事項となる見込み）

事項	概要
最終採択	
6～36 か月児の栄養参照量の設定に関する一般原則案：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 8）	第 37 回 CCNFSDU（2015 年）で、年長乳児（6～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参照量（NRVs-R）について検討を進めることに合意。第 39 回 CCNFSDU（2017 年）以降、実質的な議論を行ってきた。第 41 回 CCNFSDU（2019 年）で、6～36 か月児を対象とした NRVs-R の設定に関する一般原則を作成することに合意した。第 46 回総会で予備採択された。 第 44 回 CCNFSDU では、目安量の定義、2 つの年齢区分を組み合わせた値では平均値を用いること等の未解決の事項で合意に至ったことから、総会に最終採択を諮ることに合意した。栄養表示ガイドラインの附属文書 1 に収載される。
6～36 か月児の栄養参照量：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 5/8）	第 43 回 CCNFSDU では、一般原則の適用に関する試験的な段階アプローチを適用し、NRVs-R を算出することに合意した。第 44 回 CCNFSDU では、ビ

	<p>タミン A、B6、D、E、チアミン、リボフラビン、ナイアシン、パントテン酸、カルシウム、銅、ヨウ素、カリウム、亜鉛、たんぱく質の NRVs-R に合意した。栄養表示ガイドラインの 3.4.4.2 章（栄養成分の情報の表示）に記載される。段階アプローチについては、情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載することになった。</p> <p>残りの NRVs-R（ビタミン C、B12、K、葉酸、ビオチン、セレン、マンガン、マグネシウム、リン、鉄）の作業のため、作業完了を 2026 年まで延長することを執行委員会に要請した（2025 年に CCNFSDU は開催されない）。</p>
乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）の結果的修正	<p>第 44 回 CCNFSDU で、第 46 回総会で最終採択されたフォローアップフォーミュラ等規格（CXS 156-1987）との整合を取るため、乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）の 100 kJ あたりの値の修正を行うことに合意した。</p>
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）附属書への掲載	<p>第 43 回 CCMAS から総会に採択を諮る分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）へのたんぱく質・窒素換算係数の附属書の掲載に関連して、関連の部会に対し、個別食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧告している。この附属書には年長乳児用フォローアップと年少幼児用製品の窒素換算係数が含まれていないことから、第 44 回 CCNFSDU で議論した結果、これらの窒素換算係数の CXS 234-1999 の附属書への掲載を総会に諮ることに合意した。</p>
新規作業提案	
年長乳児及び年少幼児向け食品に関する基準の策定	<p>第 44 回 CCNFSDU に、米国から、既存の 3 つの補完食に関する文書（年長児および幼児向けの栄養補助食品に関するガイドライン（CXG 8-1991）、缶詰ベビーフードの規格（CXS 73-1981）、乳幼児向け加工シリアル食品の規格（CXS 74-1981））の更新・統合を含む新たな補完食に関する基準策定作業が提案された。議論の結果、栄養補助食品ガイドラインは作業の対象外とし、また、規格の名称から「補</p>

	完」を除き、作業開始に合意した。
--	------------------

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.11 魚類・水産製品部会 (CCFFP)

2024年10月に開催された第36回CCFFPから提出される文書。

第87回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

事項	概要
最終採択	
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の修正：対象の種のリスト (2.1 Product Definition) への <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) の追記	イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の対象の種のリストに <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) を追記するもの。フィリピンから、CCFFP が休会中だが、本作業は、新しい種の追加に関する手続きマニュアルの記載に従って、CCFFP を再開して検討する必要があるため、第43回総会に直接提出された。第43回総会は、CCFFP を Working by correspondence (電子的コミュニケーションのみによる部会) で再開することに合意した。 第35回CCFFP (2021年) は、手続きマニュアルの記載に従って、官能評価を実施する研究室の決定と、フィリピンを議長、EU を共同議長とするEWGでその作業を監督すること等に合意した。 第36回CCFFPでは、EWGからの提案に基づき、 <i>Sardinella lemuru</i> を種のリストに追記すること、総会に採択に諮ることに合意した。
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の修正：対象の種のリスト (2.1 Product Definition) の生物学的名称の修正	イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の対象の種について、3魚種の名称を最新の文献に基づき修正することに合意した。
CCFFP の既存の24の全規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	第44回総会 (2021年) から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直し。第36回CCFFPで、既存の24の全規格の当該表示条項の修正案を総会に採択を諮るとともにCCFLに通知することとなった。
情報	

イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の以前の総会の決定に基づく修正	第 13 回総会 (1979 年) 及び第 15 回総会 (1983 年) で本規格に含めることになった 2 魚種が規格に反映されていないことが第 44 回総会 (2021 年) でタイから指摘されていた。第 36 回 CCFFP はこの 2 魚種を規格に反映することに合意した。モロッコは、総会の決定から時間が経っていること、2013 年に合意した新しい種の追加に関する手続きマニュアルの記載にも順守する必要があるとして、留保した。
海藻類及びその他の藻類に関する今後のコーデックス作業への大きな関心	第 36 回 CCFFP で、韓国から、海藻の安全性に関する作業を行うため、CCFFP の付託事項に「海藻」を含めることが提案された。コーデックス事務局から、CCFFP の TOR の拡大を検討する前に、作業に関心のある国は、新規作業提案を提出する必要がある旨説明があった。第 36 回 CCFFP は、総会に、海藻類及びその他の藻類に関する今後のコーデックス作業への大きな関心が寄せられたことを情報共有することに合意した。

(対処方針)

コンセンサスに配慮しつつ、適宜対処したい。

4.12 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

2024 年 10 月に開催された第 27 回 CCRVDF から提出される文書。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

(資料未着だが、以下が主な事項となる見込み)

事項	概要
最終採択	
動物用医薬品の食品中の MRL 案 (ステップ 5/8)	第 98 回 JECFA (2024 年) の評価を受けた動物用医薬品の食品中のクロピドール (抗コクシジウム薬) (鶏の筋肉、皮膚/脂肪、肝臓、腎臓) 及びイミダクロプリド (寄生虫駆除剤) (タイセイヨウサケ及びニジマスの切り身) の MRL 原案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、最終採択を諮ることに合意した。クロピドールについて、EU、ノルウェー、スイスが留保した。EU は、留保の理由とし

	<p>て、EU でのデータが不足していること、EU による JECFA のモノグラフのレビューが完了していないことを挙げた。また、FAO のモノグラフが最近公表されたところであり、この会合までにレビューする時間が十分になかったとの懸念も示された。</p>
<p>食品中の動物用医薬品に対する外挿 MRL 案 (ステップ 5/8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 魚類に対するルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩の MRL の外挿案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、最終採択を諮ることに合意した。(エマメクチン安息香酸塩の外挿案の最終採択は外挿アプローチの修正案の承認が条件) - 牛の乳から他の反芻動物の乳へのイベルメクチンの MRL の外挿案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、外挿アプローチの修正案の承認を条件に、最終採択を諮ることに合意した。EU は、イベルメクチンの外挿案については不遵守につながる懸念事項があることから、貿易問題をもたらすとして、外挿を進めることに留保を表明した。ノルウェー、スイスも同様に留保した。
<p>CCRVDF のリスクアナリシスの原則：附属書 C 「1 つ以上の種への MRL の外挿に関するアプローチ」の修正</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 親化合物が複数の相同化合物から構成されている場合に、マーカー残留物が親化合物の主要な相同化合物である場合の外挿の可能性を考慮し、外挿アプローチの規準 2b を修正するもの。 - ラクダ科動物に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチを追加するもの。 - 牛の乳に設定された MRL を異なる動物種の乳に外挿するための規準を追加するもの。
<p>CCRVDF のリスクアナリシスの原則：附属書 D の追加</p>	<p>第 27 回 CCRVDF で、動物用医薬品の飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のためのアプローチ案に合意し、CCRVDF のリスクアナリシスの原則に附属書 D として収載すること、また、この収載に伴い、CCRVDF のリスクアナリシスの原則のパラ 133 を修正することに合意した。</p>

適正動物飼養実施規範（CXC 54-2004）の脚注9の更新（修正）	既に廃止された実施規範が引用されていたため、引用を「食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン（CXG 71-2009）」に修正するもの。
予備採択	
動物用医薬品の食品中の MRL 案（ステップ5）	第98回 JECFA（2024年）の評価を受けた動物用医薬品の食品中のフマギリンジシクロヘキシルアミン（抗生物質）（魚類の切り身、はちみつ）の MRL 原案について、第27回 CCRVDF での議論の結果、予備採択を諮ることに合意した。また、本会合終了後1ヶ月以内に、JECFA に対してコンサーンフォーラムを提出することを確認した。
新規作業提案	
飼料への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関連して、非対象動物由来の食品に動物用医薬品の残留物が検出された場合、管轄当局が講じるべき措置に関するガイドラインの策定（ステップ1）	第27回 CCRVDF で、飼料から畜産食品への動物用医薬品の非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関し、残留がアクションレベルを下回る/上回る場合、又はアクションレベルが設定されていない場合に、管轄当局が講じるべき措置に関する指針を提供するため、作業開始に合意した。
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	第27回 CCRVDF で追加及び変更された JECFA による評価のための動物用医薬品の優先順位リストの承認を諮るもの。Part I（JECFA 評価関係）として、フマギリンジシクロヘキシルアミン等5品目、Part V（外挿関係）として、アルベンダゾール等3品目、Part VI（アクションレベル関係）として、ナイカルバジン等2品目を優先順位リストに含めることになった。

（対処方針）

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

4.13 食品表示部会（CCFL）

2024年10月に開催された第48回 CCFL から提出される文書。

第87回執行委員会でのクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される。

(資料未着だが、以下が主な事項となる見込み)

事項	概要
最終採択	
<p>包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) の改訂案：アレルゲン表示に関する条項 (ステップ 8)</p>	<p>第 45 回 CCFL (2019 年) において、GSLPF のアレルゲン表示に関連する規定を見直し明確化する作業及び予防的アレルゲン又は注意表示 (precautionary allergen or advisory labelling) に係るガイダンス策定作業を開始することに合意。また、GSLPF のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。第 42 回総会において新規作業承認 (ステップ 1)。</p> <p>GSLPF のアレルゲン表示関連規定の見直しに関し、第 47 回 CCFL (2023 年) は、食物アレルゲンのリスク評価に関する FAO/WHO 合同専門家会議の報告書を踏まえて検討作業を行い、第 46 回総会で予備採択された (ステップ 5)。</p> <p>第 48 回 CCFL では、アレルゲンリスト、表示の適用除外、亜硫酸塩の表示、表示方法等の残りの論点について、事前に行われたバーチャル作業部会の結果を踏まえて議論した結果、最終採択を諮ることに合意した。また、食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範 (CXC 80-2020) との整合性を確保するため、CCFH に改訂作業の完了を通知することになった。</p>
<p>e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン案 (ステップ 8)</p>	<p>インターネット販売における食品表示に関するガイドラインの作成を行うもの。第 42 回総会で新規作業承認 (ステップ 1)。当初、本ガイドラインは GSLPF の補足文書と位置付けていたが、第 47 回 CCFL では本ガイドラインを独立した文書として作成すること、WTO の定義を基にした e-コマースの定義等に合意し、第 46 回総会で予備採択された (ステップ 5)。</p> <p>第 48 回 CCFL では、保持期限 (durability) 等の残りの論点を事前に行われたバーチャル作業部会の結果を踏まえて議論した結果、最終採択を諮るこ</p>

	とに合意した。
食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 8）	<p>技術革新を利用した食品表示に関するガイドラインを提供するもの。第 44 回総会で新規作業承認（ステップ 1）。第 47 回 CCFL では、本ガイドラインを独立した文書として作成すること、タイトルに食品表示に関する情報の提供であることを明確化するための追記を行うこと等に合意し、第 46 回総会で予備採択された（ステップ 5）。</p> <p>第 48 回 CCFL では、テクノロジーを利用して食品情報が提供される場合の原則等の残りの論点について議論した結果、最終採択を諮ることに合意した。</p>
予備採択	
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルギー表示（PAL）ガイドライン（ステップ 5）	<p>第 47 回 CCFL では、GSLPF の補足的な文書とすること、分析手法とサンプリングについては、CCMAS に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することに合意した。CCMAS では検討継続中。</p> <p>第 48 回 CCFL では、一般原則については、分析法がないことやリスク評価を行う小規模事業者の負担等の懸念が挙げられたが、目的、範囲、定義、PAL の提示については概ね合意に至ったことから、予備採択を諮ることに合意した。また、執行委員会に作業完了期限を 2026 年に延長することを要請することになった。</p>
新規作業提案	
緊急事態における食品表示規定の適用（ステップ 1）	<p>第 46 回部会で、米国から、COVID-19 パンデミック下において得られた知見を踏まえて「非常時における食品表示除外」に関する討議文書を用意する旨申し出があった。第 47 回 CCFL と第 48 回 CCFL での議論の結果、政府が緊急事態における食品表示措置の開発と適用を検討するのを支援するためのハイレベルのガイダンス（原則と規準）を提供する作業を開始することに合意した。</p>
情報及び検討事項	

個別食品規格の表示条項の承認	<p>第 47 回 CCFL で魚油規格、ルロ (ナランジラ) LAC 地域規格、ターメリック規格、サフラン規格 (8.3.1 原産国) の表示条項を承認した旨総会に通知するもの。</p> <p>サフラン規格の表示条項は、第 47 回 CCFH から CCSC に、原産国 (8.3.1) と収穫国 (8.3.2) の規定の再考、原産国と収穫国の区別の明確化と収穫国を義務表示とすべき理由、収穫国の表示が偽装防止にどれだけ寄与するのか根拠を示すことを求めていた。第 7 回 CCSC からの回答を踏まえて議論した結果、8.3.1 (原産国の義務表示) は承認したが、8.3.2 (収穫国の義務表示) は意見がわかれ、コンセンサスに至らなかった。第 47 回 CCFH は、執行委員会と総会に検討を依頼することになった。</p>
----------------	---

(対処方針)

部会において総会に諮ることに合意した内容であり、支持することとしたい。

総会に検討を依頼しているサフラン規格の収穫国の表示の問題については、CCFL の議論において、GSLPF から逸脱して義務表示とするための正当な理由が CCSC から十分に示されておらず、任意表示が適当と考えるが、執行委員会からの勧告結果を踏まえて、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題 5. 新規作業提案

資料未着

第 46 回総会において、インドから、本年は国際雑穀年であり、栄養価の高い穀物として重要性が高まっているとして、雑穀のグループ規格の策定作業が提案された。ヒエ、キビ類が対象。議論の結果、コーデックス事務局が提案の完全性を評価した後、CL を回付して加盟国・オブザーバーへの意見照会を行い、執行委員会のクリティカルレビューを経て、第 47 回総会で検討されることになった。

現在、コーデックス事務局と穀物・豆類部会 (CCCPL) 事務局のレビューを経てインドが改訂した提案文書の意見照会が行われている。本議題では、本提案の承認と、休会中の CCCPL を Working by correspondence (電子的コミュニケーションのみによる部会) として再開して作業を行うかどうか、第 87 回執行委員会のクリティカルレビューの結果を踏まえて審議される予定。

(対処方針)

途上国を中心に関心の高い作業であること、また、我が国としても提案内容に特段の懸念点はないことから、作業開始に対しては一定の理解を示しつつ、適宜対処することとしたい。また、作業が開始される場合には、我が国の雑穀製品の国際・国内流通や使用実態等を踏まえ、適切な規格が策定されるよう、対処することとしたい。

Working by correspondence での CCCPL の再開について異論はないが、手続きマニュアル中の Working by correspondence の規準及び手続きガイドラインに従って適切に実施されるべきとの立場で、適宜対処したい。

仮議題 6. コーデックス部会から総会への付託事項

フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005) の修正提案

(経緯)

第 45 回総会に、ブラジルから、グレープジュースの最低 Brix 値に関し、現行の規格では、グレープジュースは、*Vitis Vinifera L. or hybrids thereof* (ヨーロッパブドウ) または *Vitis Labrusca or hybrids thereof* (アメリカブドウ) が同じ最低 Brix 値 (16.0) となっているが、両者は糖度が全く異なり、一般的にアメリカブドウ由来のジュースはこれを下回る結果が示されているため、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を適用する提案が提出された。(この規格は、現在は加工果実・野菜部会 (CCPFV) の管轄下にあるが、休会中のため、総会に提案されているもの。)

その後に行われた加盟国・オブザーバーへの意見照会において、反対意見が出されたことから、第 46 回総会では、ブラジルから、ブドウの品種毎に最低 Brix 値を設定するのではなく、最低 Brix 値は 16.0 としつつ、注釈をつけて、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を許容する案が提案された。しかし、単なる簡易な修正 (amendment) の性質を超えており、総会で決定する前に、技術的な議論を行う場を設けるべき等の反対意見が出たため、議論の結果、総会の下にブラジルを議長とする EWG を設置して、議論することになった。

EWG では、第 46 回総会で示された提案に引き続き反対意見が出されたため、合意に至らなかった。しかし、提案に対する科学的根拠に基づく反対意見や代替策が示されなかったことから、EWG 議長 (ブラジル) からは、第 47 回総会においてコーデックスのコアバリュー (包摂性、協調性、コンセンサス形成、透明性) と戦略目標 (加盟国のニーズを踏まえて現在及び新興の課題に取り組む) に基づき、第 46 回総会で示された案を採択に諮ることが提案されている。

(対処方針)

我が国としては、コーデックス規格は、健全で科学的な分析と事実に基づくべきとの立場で、執行委員会の勧告結果を踏まえ、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題 7. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

コーデックス事務局から、複数のコーデックス規格・文書中の修正 (editorial amendment) が提案されている。適宜対処したい。

仮議題 8. コーデックスの予算及び財政に関する事項

資料未着。

コーデックスの予算及び財政に関して、第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）では、2022～2023 年の支出が当初予算を上回り、FAO から補填を受けたこと、2024～2025 年に予算の増額がないこと等から、支出内容をより精査する必要性や優先的に配分する分野の特定等について議論になった。第 46 回総会でも多くの国から懸念が表明され、コーデックス事務局に、支出内容をより深く理解し、将来のニーズと優先事項を特定するため、2022-2023 年の支出と 2024-2025 年の予算案の内訳に関するより詳細な情報を要請した。

第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局から、FAO の会計システムに基づく可能な限りの追加情報が中間報告として示された。また、会議開催費用についてホスト国から提供された情報も共有された。多くのメンバーが、追加情報に感謝を表明しながらも、更なる情報の必要性や活動の精査を要望した。議論の結果、コーデックス事務局に対し、2024-2025 年の予算に関連づけし、資金源を詳述した作業計画を含めた予算と財政に関する文書を第 87 回執行委員会に用意するよう要請した。

今次総会では、第 87 回執行委員会での検討結果を踏まえて、議論される予定。

仮議題 9. 地域調整部会からの報告

第 33 回ヨーロッパ地域調整部会（CCEURO）（2024 年 5 月）、第 23 回 CCLAC（2024 年 7 月）からの報告。適宜対処したい。

仮議題 10. コーデックス戦略計画 2020-2025 - 実施報告 2022-2023

資料未着。

コーデックス事務局から、コーデックス戦略計画 2020-2025 の 2022～2023 年の実施状況について、報告される予定。聴取の上、適宜対処したい。

仮議題 11. コーデックス戦略計画 2026-2031

（概要）

次期戦略計画の準備作業は第 84 回執行委員会（2023 年 7 月）に開始され、加盟国の関与とオーナーシップを確保しつつ、2026 年 1 月 1 日までに、次期戦略計画、モニタリングフレームワーク、実施作業計画を策定することに合意している。

第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）では、パート 1（ビジョン、ミッション、コアバリュー、変化の推進力、コーデックスの役割、コーデックスの作業方法のハイレベルな説明）の一次案に合意した。その後、回付文書や総会議長・副議長と各地域との非公式協議

により意見照会の機会が設けられた。

第 86 回執行委員会では、意見照会を踏まえ、パート 1 について引き続き議論したが、様々な意見が出されたことから、作業をいったん中断し、パート 2（戦略目標と成果）に関する議論を進めることになった。

パート 2 の議論では、序文、3 つの戦略目標と 1 つの機能目標、さらにそれぞれの成果が作成された。現時点の内容は以下のとおり。

（序文）

コーデックス委員会は、コーデックスの目的の範囲内で、以下の戦略的および機能的目標の達成に向けて取り組むことにコミットする。

（戦略目標）※

- 科学に基づく基準を策定することにより、変化する地球環境において消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を確保するという加盟国のニーズに応える
- 関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するための統合的なアプローチを推進する
- 規格の認知度と利用を高めることによりコーデックスの影響を最大化する

（機能目標）※

- すべての戦略計画目標の効率的かつ効果的な達成をサポートする作業管理システムと実践を強化する

※それぞれの目標の成果も作成されている

現在、加盟国・オブザーバーに意見照会が行われており、提出された意見を踏まえて、第 87 回執行委員会で議論され、第 47 回総会に最終案が提出される予定。

（対処方針）

第 87 回執行委員会の検討結果を踏まえ、次期戦略計画の目標等が簡潔かつ明確な内容になるよう適宜対処したい。

仮議題 12. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO 及び WHO から、コーデックスの活動に関連する政策及び事項について報告される。聴取の上、適宜対処したい。

仮議題 13. 執行委員会のウェブ配信

（概要）

資料未着。

これまでの執行委員会において、ヨーロッパのメンバーから執行委員会のウェブ配信に関する要請があった。第 80 回執行委員会（2021 年 10 月）では、FAO 法務部門から、

暫定的な助言として、総会が執行委員会のウェブ配信に合意する必要があること、また、法的な観点を含めた問題を調査した文書を用意することは可能との回答があった。

第 46 回総会では、ヨーロッパ地域調整部会からの報告の議題において、ヨーロッパの加盟国から検討が要請されたが、他の地域の加盟国からは慎重な意見が出された。議論の結果、コーデックス事務局は、FAO の他の同様の会議体における既存の慣行を考慮してこの問題についてさらに調査し、第 47 回総会に向けて文書を用意することになった。

(対処方針)

コーデックス事務局の調査結果を踏まえて、適宜対処したい。

仮議題 14. 議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命

(概要)

- ・ 今次総会において、総会議長（英国）及び 3 人の副議長（チリ、ケニア、ニュージーランド）の任期の満了（1 期 1 年、再選は 2 度まで、計 3 年間）に伴い、新議長・副議長が選出される。定員を超える人数が立候補した場合、選挙により選出される。議長選挙は総会 2 日目（立候補届け出は総会初日から投票直前まで）、副議長選挙は 3 日目（立候補届け出は議長選挙終了後から投票直前まで）に予定されている。
- ・ 執行委員会メンバーである地域代表国（Members elected on a geographical basis）は 1 期 2 年、1 回再選可能。全地域代表国が今年の第 46 回総会で選出・再選されて任期途中だが、これらの国が議長・副議長選挙に立候補し、当選した場合には、残りの任期を務める地域代表国の選出が行われる。1 地域から 2 か国以上立候補した場合は選挙が行われる。
- ・ 地域調整国は、地域調整部会において次期地域調整国が指名され、総会において任命される。任期は 1 期 2 ～3 年程度、1 回再選可能。第 33 回 CCEURO（2024 年 5 月）においてドイツが再指名され、また、第 23 回 CCLAC（2024 年 7 月）において、エクアドルが 2 期目であることから、ウルグアイが新たな地域調整国に指名され、それぞれ今次総会において任命される。

(対処方針)

コーデックス総会の議長及び副議長の選出については、立候補の表明状況を踏まえ、適宜対処したい。

仮議題 15. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国（ホスト国）を確認するもの。現在の議長を指名する権限を有する国を支持することとしたい。

第47回コーデックス総会について

- 日程：（本会合）2024年11月25日(月)～28日(木)
（レポート採択）2024年11月30日(土)
- 場所： ジュネーブ（スイス）
- 会合形式：対面開催（ウェブ参加者も発言可能なハイブリッド形式）
 - ✓ 議題1（議題の採択）で承認
 - ✓ 最低1名は対面参加推奨（選挙の可能性を考慮（議題14））



第47回総会の作業文書等は下記URL（コーデックス事務局ホームページ）から入手できます（ウェブキャストで全日の議論を視聴できます）

[https://www.fao.org/fao-who-](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=47)

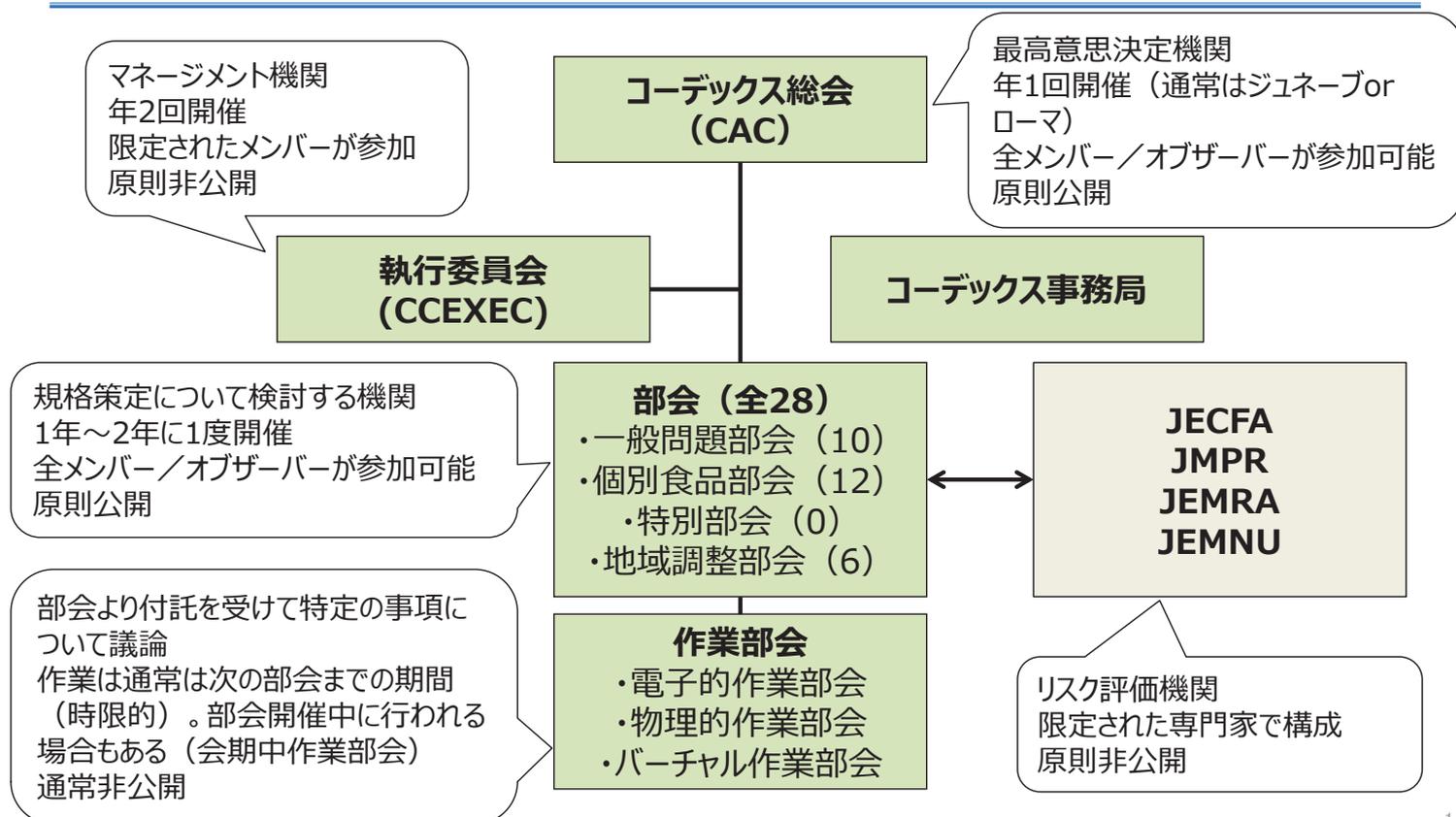
[codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=47](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=47)

（参考）第42回総会@ジュネーブ、スイス（2019年7月）

写真：コーデックス委員会ホームページ

0

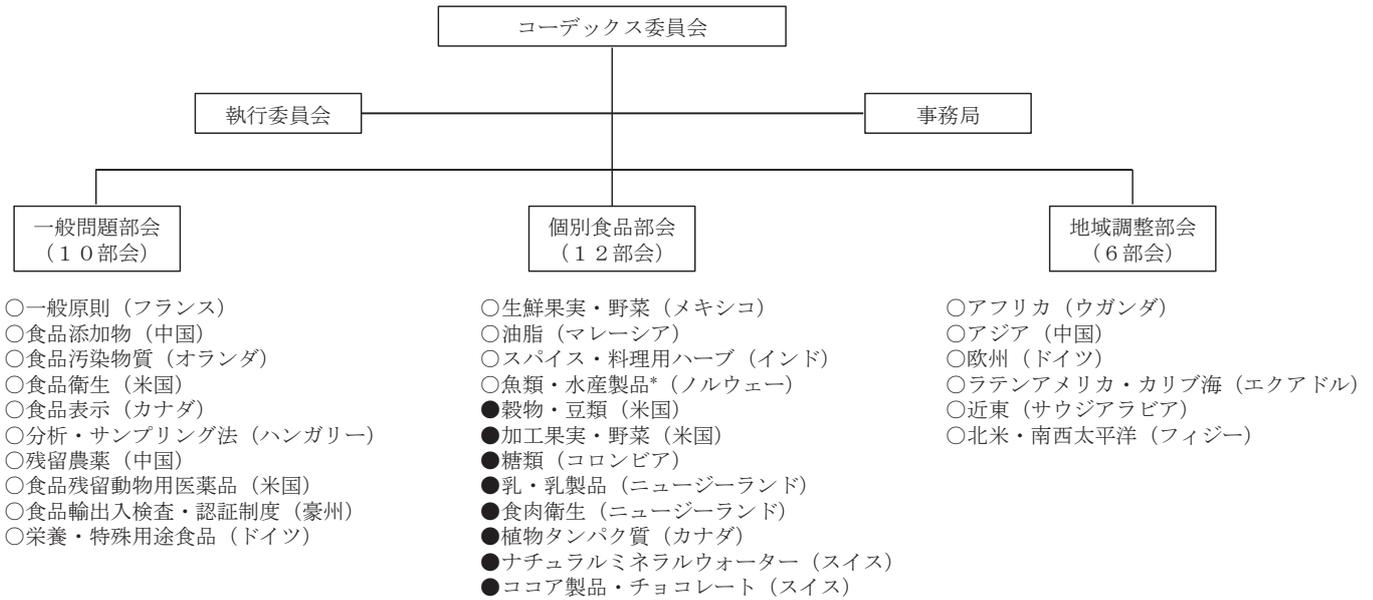
コーデックス委員会の組織図



1

コーデックス委員会の組織

2024年11月時点

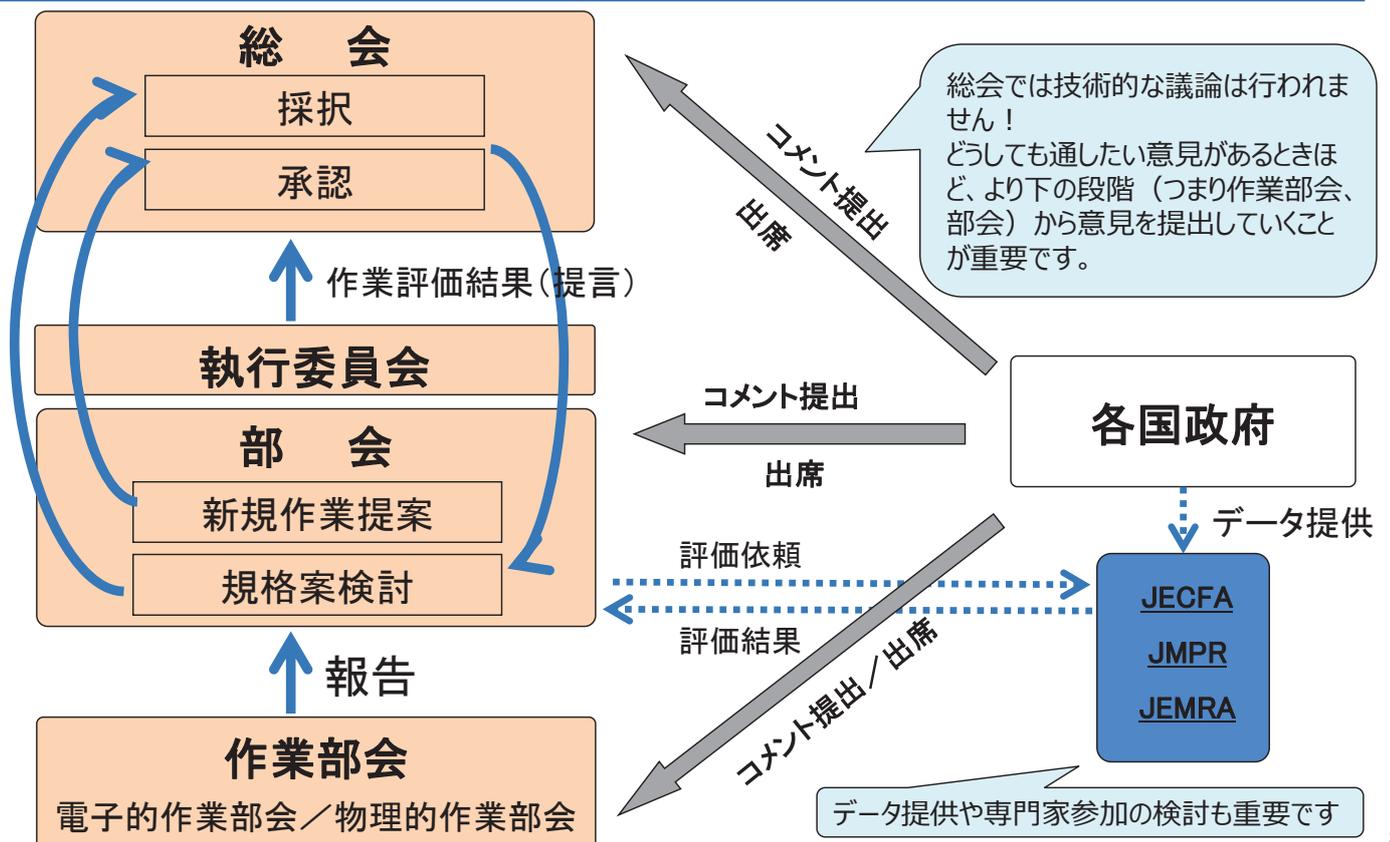


注)

- 印の部会は、休会中。
- *印の部会は、Working by Correspondence (対面での会合以外での作業)。
- ()内の国は、ホスト国名。
- 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋) 及び7地域代表 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋) で構成。

2

規格策定作業の流れ(全体像)



3

第47回総会の仮議題一覧と主な内容

★次頁以降で説明します

1	議題の採択 → 会合形式の承認も行われる
2	第86・87回執行委員会の報告★ → 執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題において扱われるため、それ以外の事項が報告される
3	手続きマニュアルの修正 → 手続きマニュアル第29版の発行、一般原則部会（CCGP）での議論事項が取り上げられる
4	部会の作業（採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等）★ → 今次総会に、最終採択（ステップ8、ステップ5/8）、予備採択（ステップ5）、新規作業提案（ステップ1）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議される。審議では、執行委員会からの勧告（ <u>クリティカルレビューの結果</u> ）を十分に考慮することとされている 執行委員会の重要な任務の一つ。各部会から総会に最終採択、予備採択、承認等に諮られる文書を精査し、採択・承認に関する総会への勧告を作成する。また各部会の作業状況等を確認し、各部会への助言を作成する。
5	新規作業提案 → 雑穀（ミレット）の規格策定作業がインドから提案されている
6	コーデックス部会から総会への付託事項 → フルーツジュース及びネクターに関する一般規格の修正について、総会の下に設置されたEWGからの報告を踏まえて議論される
7	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）→ コーデックス規格・文書のeditorial amendmentの提案
8	コーデックスの予算及び財政に関する事項 → コーデックス事務局からの予算及び財政に関する文書に基づいて議論される
9	地域調整部会からの報告 → CCEURO33、CCLAC23の報告
10	コーデックス戦略計画2020-2025 – 実施報告 2022-2023 → 実施状況のモニタリングの結果が報告される
11	コーデックス戦略計画2026-2031★ → 執行委員会から最終案が提示される見込み
12	FAO及びWHOから提起された事項 → FAO及びWHOから、コーデックスの活動に関連する政策及び事項が報告される（FAO/WHO科学的助言活動も含む）
13	執行委員会のウェブ配信 → これまでの執行委員会と総会でのヨーロッパの加盟国からの要請を受けて、コーデックス事務局がこの問題をさらに調査することになっている
14	議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命 → 総会議長及び3人の副議長の任期満了に伴い、新議長及び副議長が選出される
15	コーデックス部会の議長を指名する国の指定 → ホスト国を確認するもの。CCFFPIは作業が完了したため、新たな作業が承認されなければ休会の可能性あり
16	その他の作業
17	報告書の採択

4

仮議題2 第86回、第87回執行委員会の報告

(注)「→仮議題●」と書いていない事項が仮議題2の主な報告対象の見込み

(第86回執行委員会)

- クリティカルレビュー(CCSC、CCFO、CCFH、CCCF、CCFA、CCMAS)(→仮議題4)
- **食品容器包装等におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスの作成（※1）**
- コーデックスの将来の作業モデルの要素のレビュー
- コーデックス戦略計画2026-2031（→仮議題11）
- 予算及び財政に関する事項（→仮議題8）
- 国際非政府機関からのオブザーバー資格申請
- その他：**細胞性食品に関する2つの新規作業提案（※2）**、他

(第87回執行委員会)

- クリティカルレビュー(CCPR、CCLAC、CCFICS、CCNFSDU、CCFFP、CCRVDF、CCFL、新規作業提案、その他)(→仮議題4、5、6)
- コーデックス戦略計画2020-2025 – 実施報告 2022-2023（→仮議題10）
- コーデックス戦略計画2026-2031（→仮議題11）
- 予算及び財政に関する事項（→仮議題8）
- FAO及びWHOから提起された事項（→仮議題12）
- 国際非政府機関からのオブザーバー資格申請
- その他

※1 食品容器包装等におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイダンスの作成

- 第46回総会（2023年）では、多くの加盟国が、コーデックスでリサイクルガイダンス作成等の新規作業を行うことへの関心、ニーズ、価値があるか、加盟国とオブザーバーに情報収集と意見照会を行いたいとの米国の提案を支持。この作業は準備段階であることを確認。
- 第86回執行委員会では、52加盟国、1加盟機関、11オブザーバーから提出された情報や意見においてコーデックスでのガイダンス作成への高い関心が示されたことから、関心国（米国）に、提出されたコメントを考慮して新規作業提案を提出するよう奨励した。（作業を行う部会は決定していない。）

※2 細胞性食品に関する2つの新規作業提案

- 第86回執行委員会では、シンガポールから、「細胞性食品の製造に関する衛生実施規範」と「細胞性食品の製造に使用される細胞培養培地成分の食品安全性評価の実施に関するガイドライン」に関する新規作業提案を予定していることが紹介された。衛生実施規範については食品衛生部会（CCFH）へ、ガイドラインは食品添加物部会（CCFA）へ提出予定であること、第47回総会でサイドイベントの開催を検討している等の説明があった。第86回執行委員会は提案をそれぞれCCFHとCCFAへ提出することを勧告した。（次回CCFHは2025年12月頃、次回CCFAは2025年3月の予定）

5

仮議題4 部会の作業 第46回総会(2023年)以降に開催されたコーデックス会議一覧

仮議題	会議名	総会に諮られる事項
4.1	第7回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSC7), 1月29日～2月2日@コーチ(インド)	最終採択(3)、予備採択(1)、新規作業(4)
4.2	第28回油脂部会(CCFO28), 2月19日～23日@クアラルンプール(マレーシア)	最終採択(6)、新規作業(2)
4.3	第54回食品衛生部会(CCFH54), 3月11日～15日@ナイロビ(ケニア)	最終採択(3)、予備採択(1)、新規作業(3)
4.4	第17回食品汚染物質部会(CCCF17), 4月15日～19日@パナマシティ(パナマ)	最終採択(4)、予備採択(2)、新規作業(2)、作業中止(1)
4.5	第54回食品添加物部会(CCFA54), 4月22日～26日@成都(中国)	最終採択(10)、新規作業(3)、作業中止(1)、廃止(1)
4.6	第43回分析・サンプリング法部会(CCMAS43), 5月13日～18日@ブダペスト(ハンガリー)	最終採択(3)、廃止(1)、その他(1)
	第33回欧州地域調整部会(CCEURO33), 5月27日～31日@ベルリン(ドイツ)	—
4.7	第55回残留農薬部会(CCPR55), 6月3日～8日@成都(中国)	最終採択(3)、予備採択(1)、新規作業(1)、廃止(1)、作業中止(1)
	第86回執行委員会(CCEXEC86), 7月1日～5日@ローマ(イタリア)	—
4.8	第23回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会(CCLAC23), 7月22日～26日@バーチャル	最終採択(1)
4.9	第27回食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS27), 9月16日～20日@ケアンズ(豪州)	予備採択(1)、新規作業(4)
4.10	第44回栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU44), 10月2日～6日@ドレスデン(ドイツ)	最終採択(4)、新規作業(1)
4.11	第36回魚類・水産製品部会(CCFFP36), 10月7日～11日、17日 by WBC	最終採択(3)、その他(2)
4.12	第27回食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF27), 10月21日～25日@オマハ(米国)	最終採択(5)、予備採択(1)、新規作業(2)
4.13	第48回食品表示部会(CCFL48), 10月27日～11月1日@ケベック・シティ(カナダ)	最終採択(3)、予備採択(1)、新規作業(1)、その他(1)
	第87回執行委員会(CCEXEC87), 11月18日～22日@ジュネーブ(スイス)	—
	第47回総会(CAC47), 11月25日～11月30日@ジュネーブ(スイス)	

6

仮議題11 コーデックス戦略計画2026-2031



(コーデックス戦略計画 (Codex Strategic Plan) とは)

- コーデックスのマンデート (消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保) を推進させるため、**コーデックスが6年間に優先的に取り組む目標**を設定したもの。
- 執行委員会が中心となって、加盟国の意見を聴きながら、案を作成し、総会で採択される。2年毎に必要に応じて見直し。
- 現在の戦略計画2020-2025は、5つの戦略目標 (Goal) を設定し、それぞれの戦略目標の下に、さらに具体的な目標 (Objective) とそれぞれの成果 (Outcome) と指標 (Indicator) が設定されている。また、地域毎に実施作業計画が作成されている。

(次期戦略計画について)

- 第84回執行委員会 (2023年7月) : 準備作業開始。加盟国の関与とオーナーシップを確保しつつ、2026年1月1日までに、次期戦略計画、モニタリングフレームワーク、実施作業計画を策定することに合意。
- 第85回執行委員会 (2023年11月) : **パート1 (ビジョン、ミッション、コアバリュー、変化の推進力、コーデックスの役割、コーデックスの作業方法のハイレベルな説明)** の一次案に合意した。
- 第86回執行委員会 (2024年7月) : **パート1は作業をいったん中断。パート2 (戦略目標と成果) の議論では、序文、3つの戦略目標と1つの機能目標、さらにそれぞれの成果が作成された。** 第87回執行委員会で引き続き議論する。

序文	コーデックス委員会は、コーデックスの目的の範囲内で、以下の戦略的および機能的目標の達成に向けて取り組むことにコミットする。
戦略目標※	科学に基づく基準を策定することにより、変化する地球環境において消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を確保するという加盟国のニーズに応える
	関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するための統合的なアプローチを推進する 規格の認知度と利用を高めることによりコーデックスの影響を最大化する
機能目標※	すべての戦略計画目標の効率的かつ効果的な達成をサポートする作業管理システムと実践を強化する

※それぞれの目標の成果も作成されている

7